

平成28年第4回竹原市議会定例会議事日程 第2号

平成28年12月12日(月) 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 松本 進 議員
- (2) 井上美津子 議員
- (3) 川本 円 議員

平成28年12月12日開議

(平成28年12月12日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	出席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	出席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西口広崇

議会事務局次長 住田昭徳

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	谷 岡 亨	出 席
企 画 振 興 部 長	中 川 隆 二	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	久 重 雅 昭	出 席
公 営 企 業 部 長	谷 岡 亨	出 席

午前9時58分 開議

議長（道法知江君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第2号を配付致しております。この日程表のとおり会議を進めます。

---

#### 日程第1

議長（道法知江君） 日程第1，一般質問を行います。

ここで、念のため申し上げます。

一般質問の発言時間は、答弁を含み90分以内となっております。

それでは、質問の順位は、お手元に配付の平成28年第4回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定致しております。

また、議長からお願いを致しておきます。

議場等における皆様の御発言に関しましては、地方自治法132条に、無礼な言葉の使用や他人の私生活にわたる言論をしてはならないとされており、皆様におかれましてはこれまで慎重な御発言に心がけてこられたところでございます。より一層言論に対する品位の保持に努めて頂きますようお願いを致します。

順次質問を許します。

質問順位1番，松本進議員の登壇を許します。

松本進議員。

13番（松本 進君） おはようございます。日本共産党の松本進です。

発言通告に従いまして、一般質問を行います。

第1番目には、吉田市長の公約について質問します。

吉田市長の任期もあと一年余り、市長の公約，すなわち「目指すは企業誘致で1,000人雇用の実現」についてであります。3年前の市長当選直後に、12月24日中国新聞のインタビューに市長は、「まず雇用の確保，小規模な工業団地を造成して企業を呼び込みたい。100人でも200人でもいいじゃないですか。まずはチャレンジすること。先頭に立ってやっていきたい」と答えています。

そこで、市長に質問します。

企業誘致で1,000人雇用の実現を目指すこの具体的な施策はどのような内容ですか。その進捗状況は、すなわち雇用を増やす公約は、現在どこまで到達していますか。残された市長の任期中、1,000人雇用は実現できますか。これらの見通しについてお聞かせ頂きたい。

次に、竹原市における出産医療体制の公約実現についてであります。

市長は、「若い夫婦たちの切実な声は聞いている。私なりに産婦人科医師を呼ぶために考えがある。一部公費負担ができるかも含めて手だてを検討したい」。これは当選直後の12月24日、中国新聞に載っている、こういったことが約束されました。市長が公約を実現するための具体的な施策はどのような内容ですか。3年余りの取組、その結果はどのように認識されておりますか。残された市長の任期中に実現できるでしょうか、このことについてもお聞かせを頂きたいと思えます。

2番目の質問項目は、西野町赤坂地区の里道管理について、市長にお尋ねします。

市長は6月市議会の答弁で、里道の浄化槽設置は不適切な行為であり、原状回復の指導をしていますとのことでした。この件で、市情報公開の資料を見ると、竹原市は里道の不法占有者、すなわちAさんに対して平成28年4月22日から平成28年9月19日までの間に、文書で3回、口頭で3回、計6回の里道敷地の原状回復を求める指導をしています。

そこで、市長に質問します。

9月19日以後の市の具体的な追加の指導を含め、市が管理する里道敷地からAさんが合併浄化槽を撤去、または移設する意思の確認はありましたか。いつまでに原状回復すると確約されていますか、お聞かせください。

次は、市の指導文書、平成28年4月22日付、これに対してAさんは、平成28年4月25日付で、市の指導文書には応じることはできないとの回答を市に提出されています。市の里道敷地の原状回復を求める指導に応じない場合は、最終的な判断として告訴もあり得ると理解してよいですか。どのような判断基準で告訴の対象になりますか。お尋ねしておきたいと思えます。

次は、西野町住民等から出された住民監査請求、法定外公共物（里道）の不法占拠について（平成28年9月16日付）でありますけれども、この監査請求、市は西野町赤坂地区の里道の適正な管理を行っているとは言えないという訴えです。これに対して、監査委員の判断は本件請求を棄却するという内容でした。同時に、竹原市長に対する要望は、公

有財産の管理に問題が生じた場合は、これを先送りすることなく、関係権利者との協議のもと、迅速に対策を講じ、市民に行政不信を招くことがないように、また契約または許可等に基づかない公有財産の不法占有者が不当利得を受けることは到底容認されるものではない云々、本件里道敷地は、境界の確認がなされた後においては、原状回復のみならず、原状に応じた是正措置を講ずることなどの要望がありました。

そこで、市長に質問します。

今回の教訓を生かし、竹原市の法定外公共物、すなわち里道や水路を管理する条例を早急につくる必要がありますが、いかがお考えでしょうか。

市は、この事案は里道敷地の原状回復を求めることを指導の柱にしています。監査委員の提言には、原状に応じた是正措置ともありますけれども、例えば里道を廃止する必要な条件と可能性を、市はどのように認識をされていますか。

次は、竹原市の里道管理は平成16年6月15日からとなっています。本件、Aさんの場合の合併浄化槽の設置、埋設は平成22年8月5日となっています。浄化槽設置の図面に地番〇〇と記され、その地番に浄化槽が設置されていますが、この申請書の浄化槽設置図面は偽装ではありませんか。市の認識はどうですか。この改善措置はどのようにされていますか、お尋ねしておきたいと思います。

3番目に、竹原市公共施設の指定管理者制度について市長に質問します。

道の駅たけはら、たけはら海の駅（竹原港北崎旅客ターミナル）等の竹原市公共施設の指定管理者は大新東株式会社です。

そこで、市長に質問します。

道の駅たけはらの本業務の範囲（基本協定書第8条）は8項目です。この本業務の実施は大新東株式会社が行っているのでしょうか。本業務の実施は、事前に竹原市の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないとなっています。ところが、市情報公開条例の資料では、業務委託契約業者一覧の物産品売り場の営業業務の一部、施設設備の利用許可に関する業務の一部は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社中国支社と委託契約であります。この業務の主な実施は大新東ですとする市の根拠は一体何でしょうか。大新東株式会社の直接雇用者は何人ですか。竹原市民の雇用者数、雇用条件はどのようになっていますか、お聞かせください。市は偽装請負契約の内容をどのように認識されていますかについても、あわせてお尋ねしておきたいと思います。

以上が壇上での質問であります。

議長（道法知江君） 順次答弁を願います。

市長。

市長（吉田 基君） 松本議員の質問にお答えをさせていただきます。

1点目の御質問についてであります。これまで本市の経済の活性化や雇用の創出を図るため、竹原工業・流通団地への企業誘致を目指し、広島県と連携を密にしながら、企業誘致フェアへの出店、インターネットを活用した情報発信による認知度の向上、各種助成制度の充実に取り組むとともに、自ら企業訪問や企業懇談会に参加するなど、様々な取組を進めてまいりました。

こうした取組の結果、平成21年度に株式会社トーヨー塗装、平成24年度に株式会社ビットアイル、平成25年度にジャペル株式会社、平成26年度に株式会社東信鋼鉄、平成27年度にはシーエックスアール、今年度に有限会社ユーペック、株式会社前河内工業の合計7社が立地しており、広島県には引き続き数社から問い合わせがあると伺っております。

また、商工会議所等の関係機関と連携した創業支援により起業者や創業者が生まれてきており、大型スーパー等の出店などにより、就任以来おおむね250人を超える雇用が創出されたものと認識致しております。

今後におきましても、限られた時間の中で一人でも多くの雇用を創出できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

出産医療体制に関する取組につきましては、市内での分娩の取り扱いが停止となり、妊婦健診ができない状態となって以降、近隣市町の医師会と連携し、妊婦が安心して産婦人科の医療機関を受診することができる体制の整備や関係機関と連携した産科医療体制の充実について、各方面に働きかけを行ってきたところでございます。しかしながら、この出産医療体制の課題につきましては解決が容易ではなく、大きな課題であると認識しており、近隣市町の状況や取り巻く環境等を注視する中で、竹原地区医師会をはじめ、その他関係機関と連携し、これら医療提供体制の充実に向けて取り組んでいるところでございます。

こうした中で、妊婦の安心・安全な分娩施設の確保に努めるとともに、広島県や県内市町、広島大学及び広島県医師会と連携し、地域医療を担う医師の確保や調整、育成などを総合的かつ機動的に推進するために設立されました広島県地域保健推進機構に参画するほ

か、妊婦と胎児の健康増進を推進するため、妊婦健康診査補助券による健診費用や妊婦健康診査受診費用の助成、妊産婦、乳幼児健診、相談指導などを実施してきたところでございます。

また、平成28年度から保健センター内において子育て世代包括支援センター、通称「たけはらっこネウボラ」を開設し、助産師等の専門職による妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な支援体制の充実を図るとともに、産婦人科医を確保して、市内で妊婦健康診査事業を開始する医療機関に対し、医療機器や設備などの設置に要する初期経費及び運営に要する人件費の一部を補助することにより、本年4月から市内で産婦人科の診察が開始されるなど、妊産婦の健康の保持増進及び安心して出産や子育てを行うことができる体制の拡充を図ってまいりました。

このような取組により、妊婦が安心して出産できる体制づくりに一定の成果があったものと考えており、こうした取組の成果を踏まえ、引き続き医療提供体制の充実に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問についてでございますが、西野町赤坂地区の里道管理に係る平成28年9月19日以降の本市の対応につきましては、11月15日付で里道敷地の原状回復についての指導文書を持参し、担当職員が直接当事者に指導を行っているところであり、原状回復の求めに応じない場合につきましても、原状回復をして頂くよう重ねて指導、協議を行い、解決に向けて取り組んでおります。

法定外公共物の管理に関する条例の制定につきましては、今後財産管理の適正化の観点から、他市町の事例を参考にしながら調査研究してまいりたいと考えております。

里道の廃止に必要な条件と可能性につきましては、里道の現状から見て、既にその機能を失い、将来においてもその機能を回復する必要がない場合や既存の機能を代替える施設が設置され、既存の機能を残す必要がないと認められた場合には、里道の廃止は可能であると考えております。

また、浄化槽の設置につきましては、里道との位置関係を明確にした上で原状回復を求めするため、境界確定作業への協力も含めて指導しているところでございます。

次に、3点目の御質問についてでございますが、指定管理者制度を活用して公共施設の管理を行う際には、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、経費節減も図りながら一層の住民サービスの向上を図るといった本制度の趣旨にのっとり、公募を基本として事業者の選定を行っております。



道の駅たけはらの指定管理につきましては、平成26年第4回市議会定例会において、大新東株式会社を施設の管理運営者として議決を頂き、平成27年3月27日に、同年4月1日から平成32年3月31日までの5年間にわたる基本協定を締結しており、この協定書等に記載された施設等の管理運営業務を大新東株式会社が実施しているものでございます。

この基本協定においては、施設等の管理運営に関する本業務の実施に当たり、指定管理者である大新東株式会社は、施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び管理業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重することが求められており、竹原市は本業務を利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重することとしており、双方が信義誠実の原則に基づいてこの協定を履行することとしております。

基本協定の履行に当たっては、本業務の一部について第三者に委託、又は請け負わせる際は事前に市の承諾を受けなければならないとしており、御質問の物産品売場の運営業務の一部、施設設備の利用許可に関する業務の一部を第三者に委託していることについては、施設等の管理運営業務を行う現場において大新東株式会社が総括責任者を置くこと、再委託先の責任者と大新東株式会社の総括責任者の間で、現場における再委託業務の範囲やその業務に対する指示など役割分担がされていることなど、適正な履行体制の確保を求めてこれを承諾したものであります。

また、道の駅たけはらの運営管理に関わる大新東株式会社の直接雇用者は、総括責任者となる駅長1人となっており、再委託先が雇用する契約社員を含めると、施設全体の従事者数は19人で、そのうち12人が市内在住者であると報告を受けているものでございます。

昨今グループ企業の傾向として、業務の統廃合や分業に伴う分社化など、効率的な運営が求められており、本件においても大新東グループ内でサービス業務に精通した部門に業務の一部を再委託することが最も効率的であり、利用者等へのサービス向上にもつながるとの企業の判断は、一定には理解できるものと考えているものでございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） それでは、再質問に入りますけれども、まず1点目の市長の公約について質問致したわけですが、答弁がかみ合っていないといいますか、答弁漏れといいますか。それでまず、再質問としては市長の公約の中身、2点だけを私は壇上で述

べさせて頂きました。この公約の確認を、まず再質問としてしたいと。

1つは1,000人雇用の実現ということについて、中身も12月24日付けの中国新聞のインタビューを引用しました。1,000人雇用を目指すその中の中心は、小規模な工業団地を造成して企業を呼び込みたいと、100人でも200人でもいいじゃないかと、まずは挑戦だと、先頭に立ってやっていきたいと、これが1つ目の1,000人雇用の問題の公約です。

2つ目は、出産医療体制の実現で、子育てとか医療体制とかいろいろな書き方もされておりますけれども、これは先ほど引用したように、当選後の24日の中国新聞ということで、あえて引用させて頂きました。ここで市長が答えているのは、若い夫婦たちの切実な声は聞いていると、私なりに産婦人科医師を呼ぶために考えがあるんだと、一部公費負担ができるかも含めて手だてを検討したいという、これが出産医療体制の市民への約束といえますか、ここに述べました。

まず、市長に伺いたいのは、1つ、雇用の問題、2つ、出産医療体制の問題、こういった市民への約束、これは間違いないですか。

議長（道法知江君） 市長。

市長（吉田 基君） 3年前の市長選の後に、まだ就任していない時点ではありましたが新聞社の方々が何社か私の家の方までお越しを頂き、いろいろと話をさせて頂きました。雇用の創出と分娩についての考え方に、選挙中にも自分の思いを述べてきたところでございます。記事に書かれた範囲のことと、そして前後におけるお話、総合的に考えますとそんなにずれてはいないと思います。何度もこのことについては、議場で私の選挙公約についてということのタイトルで御質問を受けておりました。このことについては、そのたびに、目指すは1,000人雇用ということ、基本的には芸南再生プランということ、寺田衆議院議員が述べておりますし、私も確かにこの竹原の一番大きな課題は雇用であるということは、誰が考えても同じだというふうに思っておりますし、目標として、目指すは1,000人雇用ということ、打ち上げたことは事実であり、ただ、言いわけになるかも知れませんが、魔法を使って一気にこのことをなし遂げられるということは、なかなか容易ではないことは御理解頂けるものと思っております。県とも話をし、まず竹原工業・流通団地を一定の目途で、これに企業を呼び込んでいくということが第一義であるというふうに思っております。中・長期的には、当然他市においても、広島市においては西風新都も企業用地は完売され、三原の小原工業団地においてもほぼ100%の企業用地が売却

されております。尾道の工業団地もそうであります。私は、この竹原市というのは一番の、県内でもど真ん中にあり、空港も近いし山陽自動車道も近いし、企業を立地していくには最適地であろうというふうに思っているところでございます。ゆえに、他の皆様方とお話をしても、このことについて全力で頑張っていく責務が行政にはあろうというふうに認識致しているところでございます。

もう一つは、分娩に対する産婦人科医の定住というか、医療体制の充実について、みんな頭を悩ませていることは間違いのないことであり、私もその点については、できることから一步一步でもいいからやっていきたいというふうなことで頑張ってきたつもりでございます。松本議員については長いおつき合いというか、講義を頂いております。私もその点については、同じ議会人として長くやってきた経緯の中で、誰しも考える方向性というものはそんなに大きな差はあるものでないと、このように思っております。御理解と御協力を頂く中で一緒に頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 市長に誤解があったらいけないので。市長のこの1,000人雇用の創出とか、私も大賛成なのです。多くの市民の期待がかかっているところで、是非私も応援したいというのは当然のことなのです。

それと、出産医療体制の問題でも、当時竹原市でこういう分娩ができた、出産ができたというのがなくなってしまったという面では、若い人たちの不安といいますか、何とかしてほしいなという切なる思いというのがあって、私も大賛成なのです。しかし、医者確保というのは誰も大変です、答弁がありましたけど。だから、大変な中でもこういった約束されている、インタビューに答えて話をされているということに対しては、この2つの1,000人雇用の問題、出産医療体制を、竹原市でまた復活させる、つくるのだというのはいろんな面で期待があるし、私も応援したいということだけは申し上げておきたいと。

それで、あえてこの中国新聞の声を引用して聞いたのは、1,000人雇用の問題でも全部1,000人、今やっていないからどうだこうだ言っているのは一つもありません。市長がここで言っているような、小さな規模でもいいから工業団地をつくって、そこに呼び込みたいんだということの中身が、今まで公表されないから私も節目節目でこれまで聞いてきたわけです。聞いてきて、まだ整理がついていないのかなというふうに思いますけ

れども、もう3年になるわけですから、あえて聞いて、この1,000人雇用の市長が考えた小規模な工業団地、造成してそこに呼び込むのだというのなら、例えば市長の考えの分、この地域でこういった小規模な造成をやりたかったのだと、その計画を取り組んできたとか、取り組んできたのだけれどもうまくいかなかったということもあり得ます。だから、そのことを聞いているわけです。だから、市長が約束したから、全部が100%1,000人雇用をやっていないからどうだこうだと一つも言っていませんよ。市民にわかる形で公約を、小規模団地をどこへつくるのかなと、どういった企業を呼び込むのかなと、1,000人雇用が一遍にいかなかった、それでは二、三百人とここで言っているわけだから、今それは本来なら1,000人ならその半分とかそのぐらいはいつてほしいのだけれども、なかなかそこは見えてこないからということで、もう一度市長の小さな工業団地、これはどこだったのか、どういう取組をしたのか、しかしやってきたけれどもこうだったのかということを知りたいわけなのです。

下の商業施設の250人は別の問題です、公約とは。これを誤解してはいけません。

だから、そこは同じぐらい、区画整理は何十年前からやっているわけだから、それはこんなことを言っても本当かなというので誰も信用しません。だから、あえて私、市長の公約に限ってこれだけの施策をやる考えがあった、やってきたけどこうだったということが見える形で、雇用問題については再度お尋ねしておきたいし、2つ目の出産医療体制の問題、ここも市長の考えがあったわけでしょう。私なりに産婦人科医を呼ぶための考えはあるのだと、一部公費負担ができるかも含めて手だてを検討したいと明確に書いてあるわけです。是非これが実現できるならそうしてほしいです。私もこの間放っておくのではなく、竹原市で医療体制を復活させるためには何人の医者が必要で、どこでそういう体制をつくるのかとか提言をしてきました。ただほったらかしで、市長がやれというようなことは一つも言っていません。こういった医療体制、私なりの考えを、医者と呼ぶアイデアといますか、そういったところも提言してきました。ですから、このことについても市長がこういった医者呼びたいという考えがあって、それが今できていないのだから、いろいろ課題があったのでしょけれども、市の公費負担を含めて何とか1人、2人、3人とか医者と呼ぶ予定で当たったけれどもこうだったのだとか、当たってこうだったということの結果を知りたいわけなんです。そこが何も無いから、安田病院での妊婦健診というのは確かにあるのだけれども、それとは違った出産医療体制がどうなのかということをお尋ねしているわけですから、市長の考えが、こういった具体策がどうだったのか、まだ待つて

くれと、あと一年あるではないかと、そこで医者確保したいという決意もあるのかどうかを含めてお尋ねしておきたいということなのです。

議長（道法知江君） 市長。

市長（吉田 基君） 1点目の小規模企業団地の展望、これは中・長期的に取り組んでいきたいというふうに御認識頂ければと思います。財政的な展望の中で、順序よく取り組みたいと同時に、このこともいろいろいろいろ検討してきた中で、今ここでお話しすることがいいのかどうかということも、つつい臆病な気持ちになってまいります。言う、このことが、先走りしてお話しすることがかえって難しくなったり、今私たちが特に力を入れているのは、乙井谷工業団地をできるだけ早く何とか企業でいっぱいになってもらいたいと同時に、どの時点で関係機関と協議の上で次の展開に持っていけるかということは今検討しているところでございます。

産婦人科の設置の、いわゆる前後左右の話であります、新聞に書かれていることとそう大差はありませんが、あの突き詰められた状態の中で、このことは選挙のちょっと前に産婦人科医のことについて述べてきたわけでありましたが、市民の多くの皆さんに自分の政治公約として配布したパンフレットには、余りそのことは書いていなかったというふうに記憶を致しております。ただ、このことは先ほども申し上げましたように、何とかこの問題に一定の解決をしていきたいというのは、私の強い思いでございます。今後も取組に対し、いささかも手を抜くつもりはありませんが、今新たな産婦人科の病院をつくることは、当時いろいろ検討した状態では、竹原市の単市で施設をつくり、産婦人科医を2名連れてきて、そして開業していくということは、残念ではありますが大変厳しいという判断に立ちました。今日健診ができるようになったこういう中で、安田病院さんの方で大変な御努力、お力添えを頂いていることに感謝、私個人的には強くしておりますが、もっと定着をして、医療法人と医師会と検討した上でこれらの問題にも進めて、何とか解決に向けて頑張って努力をしていきたいというふうに、このように思います。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 出産医療体制の分は、ここにあるような若い人、子育て、これから竹原市で出産医療体制に期待していると、若い人たちの切なる願いだと思いますので、諦めずには是非取り組んでいく必要があるし、見える形で、今はなかなか個別に、中身を聞いたのですが、出してもいいか悪いかという答弁で不明なところもあるのですが、是非引き続き諦めないで取り組んでいく必要があるということだけは指摘したいし、途中で何か

変化がありましたら、是非報告をすべきではないかというふうに今指摘しておきたいと。

それから、企業誘致の件で、これも1,000人雇用で大変期待も大きいところなのですけれども、具体的な中身が語って頂けません。私が言いたいのは、例えば小規模の工業団地、ここでこういったところにしたかった、取り組んだけれどもこうだったとか、いろんな全部100%思いが到達するわけではないわけですから、そのことを私はとやかく言っているわけではありません。ですから、こういった小規模の工業団地の造成、企業を呼び込みたいということが、具体的に北部の何カ所か検討して、実際問題当たったのかどうかが大切なのです。当たったけれどもうまくいかなかったということと、初めから、悪く言えば当たってもいないとかということだったら市民の期待外れになるし、市民が怒ります。何でこういうことをしているのかということになれば、それではいけないから、私は市長の取組の結果をきちっと市民に報告すべきだということを言っているわけですから、そこが、固有名詞は別として、そういった何カ所を検討して実際やったのかどうかということを含めて再質問しておきたいと。

それから、企業誘致に関わる分で気になるのは、市が企業のニーズ調査、これをやりました。この分析とヒアリング内容を、情報公開で私も手に入れています。多分2,000社ぐらいでしたか、アンケートは相当出して、いろいろ絞り込んで、結果、この10社が期待といたしますか、竹原市内へははっきり企業進出したいということではありませんけれども、可能性としては10社が、そのアンケートの中から10社を絞り込んでヒアリング調査をしています。本ヒアリング調査は10社があつて、竹原市も10件のうち4社、あとは呉市、東広島、岡山市とかというのが、全部で10社がありますけれども、この中でも結果としてはどうだったのかなという、さっき言った小規模団地でこういったヒアリング調査とのかみ合いが、やったけども結果としてうまくいかなかったとか、その分があれば関連で報告して頂きたいと。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 企業のニーズ調査の御質問でございました。

まず、この企業のニーズ調査でございますけども、アンケート、議員がおっしゃるような形で調査をさせて頂いた部分については、新たな事業所の立地を検討しているか、竹原市への立地の可能性があるかといったような趣旨でアンケートを実施をさせて頂きまして、その新たな事業所の立地を検討している、それから竹原市への立地の可能性があるかと回答された企業が7社ということで、また当面の具体的な計画はないけども、将来的に竹

原市への立地の可能性があると回答された企業も7社ある。この14社の想定される希望敷地面積を積み上げて、約3.6ヘクタール必要ではなかろうかということで、これは先ほど市長が御答弁申し上げたような新たな団地も含めまして、今後の参考とする基礎になっているという状況でございます。

それから、企業ニーズ調査の中でヒアリングということで、このヒアリング調査につきましては、アンケート調査で得られました竹原市の評価、また要望、ニーズ、これを補足するために実施したものでございまして、今議員の方からも御報告頂きました、市内では4社、県内4社、県外2社ということで、10社に対しまして交通アクセス環境であるとか労働力の確保の条件、それから事業展開の可能性、支援策等がどうかといったような聞き取りを行ったものでございます。これは竹原市への立地の可能性を考慮せずに、無作為に企業10社選定し、行ったものでございまして、この10社が竹原市に立地を希望しているということではございませんので、そのように御理解頂きたいと思えます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） このヒアリングの10社は、竹原市への希望ではないということが言われました。さっきの説明の中で、可能性としては7社、確認を含めて質問しているのですが、7社で3.6ヘクタールの広さということで、当然含めて検討しているということだったのでしょうけれども、例えばこういった7社なら7社の分で、こういった業種で、さっき市長が言われたような小規模な造成というのですか、それから今ある遊休地の活用を含めた、一遍に大規模な3.6ヘクタールの造成ということではなくて、先ほど市長が言われたような、中国新聞で答えたような小規模の土地の有効活用、あるいは小規模の造成になるのかもわかりませんが、そういったことを含めての検討をされて、市長の任期でいえばあと一年しかないけれども、そういった中・長期という思いというのが、答弁がありました。さっき言った7社の可能性、3.6ヘクタールというその中身が、今小規模とかの可能性、遊休地の活用の可能性を含めての検討なり、それはいつごろ目途になるのかなというので、あと一年しかないわけですから、せめてその間に一定の結論を出さないと次のステップには行けないと思えますので、現在の進行状況といいますか、いつごろまとまるよと、いつごろこういう具体的なものを出すよというのがあれば教えてほしいと。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） ただいまの企業ニーズ調査のことでございますけども、こ

の用地の需要量といますか、今後必要であろうという部分については、新たな事業所の立地を検討している、もしくは竹原市への立地の可能性がある、これが7社、当面具体的な計画はないけども、将来的に竹原市への立地の可能性がある、これが7社、合わせて14社。その需要が、積み上げがおおよそ3.6ヘクタールであったということで、用地需要量は企業ニーズ調査の中では3.6ヘクタールというふうにまとめておりますけども、先ほど来、市長が中・長期的な視点でということでも申し上げているように、我々としては県営の竹原工業・流通団地、こちらはまだ未分譲が3ヘクタールございます。まずはこれが第一優先であろうということで、広島県との連携を今後も含めてやっていくと。それから、竹原市としましても情報発信による認知度を上げていく、それから各種助成制度の創設であるとか充実、この辺も取り組むと。冒頭、最初の御答弁で市長が申し上げておりますように、商工会議所等関係機関と連携した創業支援、これらを組み合わせて、まずは竹原工業・流通団地が今現在8割弱の分譲率でございまして、その残り2割、完売に向けて、まずは鋭意努力していくということを申し上げているということで御理解頂きたいと思います。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 今の答弁を聞くと、市長の公約とは別の次元でのお話をどんどんどんどんされているような気がして、私は大変気になるところです。

ですから、さっき言ったニーズ調査もやっている、これは市長の公約実現に向けての取組かなと思っていてあえて聞いたのですけども、この10社なんかも可能性としてはないわけでしょう。ですから、さっき言った今の工業団地の方は従来から取り組んでいるところであって、その3.6ヘクタールまだあるということ自体が大きな課題なのだけれども、私は、そこは市長の公約との関係で見たら違うのではないかという答弁をしているのが気になるので、あと一年で、もう一回整理し直してやらないとわかりません、私が質問しているのに。だから、そこはわかるような形でやらないと、市民の期待を裏切らないように是非真剣に取り組んでもらいたいなということ。

その件で、私が呼び込み型の企業誘致がどこも破綻しているということだけは指摘して、検討の一つに入れてほしいのですが。これは11月19日付けの中国新聞ですけれども、シャープ工場閉鎖検討、これは三原のシャープ工場の分が、誘致した企業が閉鎖するということがいろいろ取り沙汰されて心配なところ。ですから、私も今の工業団地の件も、五十数億円投資した割には竹原市民の雇用が、当時質問した時では十数人しかいな



いよと、これが本当いいのかなということも提言なり政策の転換を求めて質問しました。ですから、私は地元の業者への支援ということが、そこが基本にないと、確かに呼び込み型でやってきたけれどもこういう失敗がある、現在の今の乙井谷工業団地では五十数億円投資したけれども、竹原市としても5億円近く投資しているけれども、竹原市民の雇用というのは十数人のわずかしかないという結果がもう明らかなのです。ですから、私が提言しているような住宅リフォームの抜本的な改善ということで、そこで仕事を増やす、雇用を増やすということの提言も是非検討してもらいたいなということだけを指摘して、次の質問に入りたいと思います。

次は、2点目は西野町赤坂の里道管理についての質問に移りたいと思います。

答弁も頂きましたけれども、再質問として伺いたいのは、住民監査請求が起こされて、市のこの里道管理が適切でないという趣旨の内容があって、監査委員の結果もありました。特に監査委員の指摘の中にもありますが、公有財産の不法占有者が不当利得を受けることは到底容認されるものではないということも率直に厳しく指摘されて、当然の意見だろうと私もそう思うのです。ですから、こういった市の用途の契約なり、用途の許可がなく不法に里道を占有している、こういった状態は市として違法状態であるという認識をまず確認しておきたいと。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 松本議員の里道の件の御質問についてでございますが、里道に浄化槽を設置していることについては不適切な行為であることから、4月22日に文書により里道敷地の原状回復をするよう当事者の方に指導を行っているということでございます。その後、当事者の方とも、境界確定も含め、数回にわたり面談、原状回復に向けて指導、協議を行っているところでございます。

先ほどの違法かどうかというような御質問でございますが、里道につきましては法定外の公共物ということで、道路法、河川法の適用がなく、かつ登記上私権が設定されていない公共物ということでございますので、そういったことで不適切ということで、現在指導を行っているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 監査委員の指摘の引用も先ほどさせて頂きました。市の許可なく、市の契約なくこの里道を不法に占有していると、こういう状態というのは一刻も早く

是正されなくてはいけないということで、私は違法状態ではないかというふうに認識を持っているわけですが。

それで、次の質問なのですが、壇上でも申し上げましたように、これまで市は6回にわたって指導し、11月には新たに1回ということで、計7回の文書を、口答を含めて指導をされて、里道からAさん所有の合併浄化槽を撤去なり移設してくださいよということ、繰り返し指摘をされて取り組んでこられました。

そこで、相手Aさんの意思といいますか、撤去する意は確認されているのでしょうか。そこをお聞きしたい。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 2点目の御質問で、浄化槽を撤去、移設する意の確約があるかというような内容でございますが、浄化槽と里道の位置関係を明確にした上での原状回復を求めることから、当事者の方と隣接する土地の所有者を含めまして、境界の確定作業に協力をして頂けるようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 境界の確定作業を伺いますけども、この境界確定作業というのは、竹原市と、このAさんならAさんと、あとその近隣の里道を利用されている利害関係者という3者とといいますか、市と里道利害関係者とAさんならAさん、この3者が集まれば確定はすぐできますよね。これは相当かかることはないと思うのですが。それか、例えばAさんが指導されていることの、確定そのものは、そこに参加するということは拒否されてはいないのでしょうか。ですから、この境界確定の作業というのは竹原市とAさん、あとは里道の利害関係者、こういった地域住民の方が集まってやれば、ここからここまでが里道ですよと、ここに浄化槽がありますよということが確定できるわけですから、その作業はそんなに難しいことではないと思うのですが、そういった3者が参加するのか、それはいつごろまでこういう作業がかかって完了するのかということに関連で聞いておきます。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 3点目の御質問でございますが、境界の確定ということになりますと、市が管理している里道と、それに隣接する隣接所有者ということになりますので、その隣接所有者との間の境界の確定作業を現在お願いしているという状況でございます。

す。

以上でございます。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 済みません、目途についてですが、今協議中ということで、引き続きお願いしているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） この確定自体は、里道の関係者、近隣の土地所有者等含めて、集まる日程を設定すればいいわけですから、すぐ、例えばお願いしているというよりは、こういった問題は速やかに解決しなくてはいけないということで、この問題が起こってからは何カ月だけでも、市の土地の管理という分では何年もこういう状態になるわけです。もう数年、6年以上はなるでしょう。だから、そういうことはここだけではない、ほかにもいろいろあるのでしょうから、一つの取組の仕方として、境界確定をしなくてはいけないというのなら、それは関係者が集まってというのは協議中だということではなくて、例えば1カ月、2カ月、3カ月後にはこれを完了させるよということの約束はできるのではないですか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 協議中ということでございますので、引き続き粘り強く指導してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 市長、今の答弁聞いてどう思います、あなた管理者として、土地の、責任者として。

だから、私は例えばこの土地そのものとか境界、いろいろトラブルがあって、本人さんも里道に浄化槽埋めていないとか設置していないということを行っているなら別の問題ですけど、いろいろ関係者と立ち合った時には、本人さんも家族の方も里道に浄化槽を設置しているのは認めておられるわけですから、それはあとはどれだけかかっているのかとかいろいろあるのでしょうから正確な分で境界確定というのが要るのかもわかりませんが、本来里道の中に浄化槽を設置されていることは間違いのないわけですから、あとはどれだけかかっているか、いろいろあるのでしょうけども、その確定は急いでやらなくては

いけない。しかし、協議中だからいつまでということがはっきり言われないということで、市長の見解はこういった状態、一定の区切りをつける場合、目途を立てて対応する必要があるのではないですか。そこはどうでしょうか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 何度も繰り返しになりますけど、一応不適切な行為ということで、私も自ら担当課長と現場の方に出向きまして、2回、あるいは口答で3回ほど、同席しまして、こういった不適切な行為があるので、一日も早く境界の確定をして、境界の確定後に原状回復するように何回も指導を繰り返している状況でございますので、御理解のほどをよろしくお願い致します。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） この場所の里道の中に自分の、Aさんの浄化槽を設置されているということは認めながら、撤去する意思も確認していない、こういった作業の段取りでいいのですか。それは、その里道のところへ、例えば私の浄化槽を埋めていないよとか、そののそもそもで争うのなら話も戻らないといけないですが、そうではなくて里道のところにAさんならAさん、浄化槽を設置しているよということは、関係者を含めて、本人を含めて誰もが認めている事実なのです。監査委員の指摘もさっきありました。速やかにこういったことはやらなくてはいけない。ですから、そういった状況になって相手の意思も確認されていない、お願いしているのだ、境界確定もいつになるのか、協議中ですよ、こんな管理の仕方は余りにも市長、私、悪い言葉で言えば無責任と言っても仕方がないのではないですか、無責任と言われても。そこはどうなのですか。

議長（道法知江君） 市長。

市長（吉田 基君） もうこの境界の問題について、一つ一つ私たちは法に遵守しながら進めていかなければならない。感情的にそういうふうな、だって竹原市内、こういう問題腐るほどあります、僕の知っている範囲だけでも。

だから、きちっとやっていきます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） だから、市長もきちっと対応すると今言ったので、その部下であるあなたはきちっと期限を切って対応する決意ぐらいしたらどうなのか。

それで、私が一番気になるのは、その壇上で言いましたけど、相手から文書で市の指導には応じられないという明確な文書が届いているわけでしょう。これはどうなのです

か。こういった状況があるから私は心配で、期限を切ったりとか境界確定をしたりとか、相手の意思確認はしたのかということを手帳に聞いているわけなのです。確かにそういった状況が、不法占用状態があって、移設したいのだけれどもいろんな事情があって、事情というのは移設費用とかいろんな分があって、もうちょっと待ってくれとか、そういうことは起こり得ますよ。ですから、そのことを、いろんな経済的事情があって、明日までどけというふうにも一言も言っていないので、誰も。それは当然のことなのよ。だから、そういった経済的困難とかいろんな事情があって遅れているというならわかります。その際にも、こういった不法占用状態は悪いから撤去しますよとか移設しますよとか、意思確認だけはしとかなないといけないではないですか。そこも曖昧にしてからどうやって対応するのですか。私はすぐその現地へ行って、里道の中に浄化槽が設置されていた、これは確認しました。それはいけないのではないですかというので確認しました。ですから、そういったことを私は質問している。しかし、相手の意思確認はできなくて、相手の意思は文書では、はっきり市の指導は応じられないとこういったことがあって、どうやるのですか。まだまだこの文書は本音ではないと、まだ市が誠意を尽くせば応じてもらえると、それはいつまでにこういった対応をしたいということをお聞きしたい。

市長がしろと言ったのだから、あなたはちゃんとしなさいよ。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 境界確認と原状回復の当事者の意思確認という再度御質問がございましたが、当事者の方は実は高齢で、先ほど御質問がありましたように、経済的なことの相談も受けておりますので、そういったことを含めて現在協議していますので、そういったことで引き続き粘り強く指導していきたいというふうに考えます。

以上です。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） だから、経済的なことがあるとかいろんな、そこが主な分なら意思確認だけはしておかないといけない。こういった公の里道のところへこれだけの浄化槽、例えば私なら私の分が浄化槽がこれだけ入っているよと、不法占用状態になっているよと、そこは認めているわけだから、いつまでにとか意思確認をして、経済的な分があるのだったら、これだけ待ってくれと相手が言うのなら、それだけ待ちましょうという意思確認は要るのではないですかと言っているわけ。だから、私が気になるのは、文書でこの市の指導は応じられないという、これがあるから確認を再度求めているわけよ。だから、

今さっきの市長の決意があるわけだから、あなたは部長なら部長できちっと市長の指示に基づいてやりなさいよ、意思確認もしなさいよ、すぐ。どうですか、そこ。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 御指摘がございました意思確認につきましては、今後協議の中で意思確認をしてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） もう少し丁寧に答えないといけないですよ、あなた。

それとあと、監査委員の意見もありましたが、原状回復と同時に、現状に応じた措置といますか、これは里道の廃止ということが答弁がありました。この廃止の分の可能性として、いろいろ、本来里道の分で機能がありますよね、里道としての機能があって、今は山へ出かけてとかいろんな分が、直接的な分はないかもわからないが、里道としてはいろんな、将来その里道の利用を含めてきちっと確保しなくてはいけない。しかし、それが廃止するということになれば、市の一方的な廃止しますよということだけで廃止が可能なのか。私の理解では、その里道を利用されていた、今後将来その利害関係者に当たる人は、せめてその人の同意といますか、里道は廃止してもいいですよという利害関係者の同意がなくてはいけないというふうに理解していたのですが、そこは市の方で一方的に廃止が可能なのですか。これは里道としての機能がもう失われているよ、だから廃止しますよと一方的な判断でできるのか、それとも利害関係者の同意が必要ではないかと私は思いますけど、その点どうでしょうか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 用途廃止の件、里道の廃止の御質問でございますが、用途廃止とは特定行政目的の道路、水路等の用に供していた行政財産を、その用に供する必要がないものと認めているその用途を廃止して、普通財産、行政目的でない財産という手続を言うわけでございますが、基本的には用途廃止するかどうかについては本人申請ということになりますので、本人で申請がなされた場合については、そういったことで申請に隣接所有者の同意をつけてもらって申請してもらおうということになりますので、そういう手続があれば対応させて頂くのですが、本件についてはそういう手続をされないままに埋設をされたという経緯がございますので、適切な指導をしてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 是非、この問題を解決するというのは、こういった不法占用状態を放置することはいけないし、本来の里道管理そのものからいえば、数年前からこういった状態があつてなっているわけです。さっき市長も言ったけども、ここだけじゃないというのが確かに本音でしょう。ですから、そういったために、先ほど私は市の管理条例、里道等に関する管理条例をきちっとつくらないといけないということで検討するということがありましたけれども、この里道、水路の、竹原市として管理するための他市の例を見て検討というのはあつたのですが、そこの最大の課題が何かということもあわせて聞きたいし、もう一回この解決の問題で、相手の撤去なり移設なりの意思確認、ここだけは重ねて強く意思確認をする、そして境界確定を、確定作業は、これはやる気になればすぐできるわけですから、是非早くやって対応してもらいたいと。あとは、経済的な事情があるならそれもきちっと、高齢の方で経済的事情があるなら、そこはきちっと親切丁寧な対応は要ると思うし、まず意思確認をしてもらいたいということと、あとはこういう条例の制定というのはここだけではないですけども、全体関わりますから、条例を制定する場合、水路、里道を竹原市として管理をするための条例制定での一番課題は何かと、そこだけ聞きたいと。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 条例化に関する御質問でございますが、条例につきましては、先ほど市長の答弁にありましたように、法定外公共物の管理につきましては、今後財産管理の適正化の観点から、他市の事例等を参考にしながら、条例の制定を含めて調査研究してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 今の答弁はさっき言ったではないですか。だから、そこはさっき言ったから、もうそれは外して答弁しないと。同じことを聞いて同じこと答弁するようなこと、みんなが嫌になるではないですか、そんなこと言っていたら。もういいかげんになさいよ。

是非このポイントを、相手が撤去するかどうかの意思確認を早急にして、境界確定、これは早急にできるわけですから、やって対応すべきだということだけを強く求めておきた

い。

それから、最後の質問に入りたいと思います。

これは大新東株式会社との関係で、道の駅、たけはら海の駅、あとは伝建、町並み保存地区の文化4施設との指定管理者制度の問題で質問しました。

答弁もありましたけども、大変気になったのは、再質問としてさせて頂きたいと思いますのは、道の駅の管理で大新東の直接雇用者は総括責任者の駅長の1人という答弁があって、あとは業務委託契約、全部他力になるわけですけども、再確認として、道の駅には1人の大新東の職員、総括責任者がおられる。あとは、質問として、たけはら海の駅、ここにも総括責任者が直接雇用の人が1人いるのかどうか。あとは、この伝建、町並み保存地区内の文化4施設を管理する、これは統括的な駅長に準ずるような職員、大新東の職員がいるのかどうかということをお尋ねしておきたいと。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） たけはら海の駅の運営管理に係る大新東株式会社の直接雇用の御質問でございますが、たけはら海の駅の運営管理に係る大新東株式会社の直接雇用は、総括責任者となる駅長1人となっており、再委託先が雇用する契約社員を含めると、施設全体の従事者は10名でございます。そのうち8名が市内在住であると報告を受けております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 基本協定書があって、大新東と竹原市との関係で、さっき言った道の駅、たけはら海の駅、文化、町並みの伝建施設の管理というところがあって、それぞれ契約書を交わして指定管理の契約をされているわけです。ですから、道の駅たけはらの中には、道の駅を総括するような駅長といいますか、これが職員で1人おられるということでした。ですから、もう一回確認しますけれども、たけはら海の駅の駅長、これは大新東の職員かどうか、これはもう一個が町並みの文化施設4施設の駅長にかわるような総括責任者といいますか、これが大新東の職員かどうかをもう一回確認しておきたい。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 海の駅の運営管理に係る駅長さんでございますが、大新東株式会社ということで、総括責任者1名ということでございます。

以上でございます。



議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） もう一回確認しますが、竹原市と契約しているのは、たけはら海の駅、道の駅たけはら、文化施設、これは一括の契約でやっているのですか。私は違うと思ったから、さっきわざわざ聞いたわけです。ですから、市としての認識は、大新東は道の駅、海の駅、文化4施設、これを一括して契約しているから総括責任者は1人でいいという認識なのですか。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 指定管理に関わる基本協定の相手方でございますけども、道の駅たけはら、たけはら海の駅、それから文化施設、これはそれぞれが基本協定を交わしております。

それで、冒頭市長が壇上で御答弁申し上げましたように、大新東株式会社が今回指定管理に公募をして、基本協定を締結しているということでございまして、その際、今回このグループ企業というものがどういったものかというようなことで、業務の統廃合、分業等、協定前後においてそういったグループの中での異動等もございましたということで、その大新東の方から再委託業務についての御相談を受けた際に、その部分については市長が答弁申し上げたように、大新東として応募して協定を交わした、議決を頂いたということである限りは、大新東の総括責任者を置く。また、再委託先の責任者とその大新東の総括責任者の間で、現場で業務の範囲内であるとか業務の指示形態、そういったものがちゃんと役割分担がなされているといったようなことで、適正なそういう履行体制を求めているといったところで、その受託にふさわしくないという感覚ではなくて、人役の多い少ないに関わらず、適切な総括責任を負うかどうか、こういったところで我々は判断をしているということで、先ほど来、議員の方から御質問がありますその総括責任者、我々で言う駅長でございますけども、道の駅で言う駅長については、そういったサービス部門の一部委託をなされているということで、それぞれ駅長以下その再委託先の名簿も含めてどういった所属になっているかといったような名簿を提出頂いているということで、先ほど建設部長が申し上げましたように、海の駅、道の駅、それぞれ大新東籍の社員の方は1名、それが総括責任者イコール駅長ということで御理解頂ければと思います。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 今の答弁は、私は契約は道の駅、海の駅、こっちは置いといて、それぞれ竹原市と契約しているから、総括責任者に準ずる大新東の直接の職員は要るので

はないかということで、道の駅はそういうふうに言われました。

たけはら海の駅は、今の答弁ではそれぞれいると言われたから、たけはら海の駅も直営の大新東の職員が配置されています、駅長は。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 申しわけございません。説明が不十分でございました。

海の駅、道の駅たけはら、それぞれ基本協定を結んで、それぞれ別人格の駅長がいらっしゃると、そういうことでございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 別人格と私は質問しているのではないです。大新東と竹原市がそれぞれの施設の管理を契約しているわけだから、道の駅の人は大新東と契約している、そこに総括責任者の駅長に相当する総括責任者が大新東の職員ですと。あとは、たけはら海の駅、そこも契約しているわけですから、その総括責任者、海の駅長、これは大新東の職員ですかと尋ねたのです。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 道の駅、海の駅、それぞれ大新東と基本協定を交わしまして、海の駅も大新東の所属の駅長が配置をされているというふうに名簿を頂いてございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 確認します。たけはら海の駅も大新東の職員が駅長になっているという今答弁ですよね。だからここの、これが駅長とは書いていないのだけれども、道の駅と同じように物品とか施設の利用の許可、ここの業務の一部というのは、委託契約先というのは大新東ヒューマンサービス株式会社になっていますし、こっちの方はシダックス大新東というのが海の駅の販売業務の一部ということでしょうけど。だから、私は駅長に相当する、たけはら海の駅のことです。たけはら海の駅の駅長というのは、大新東の人ですか、名刺を持っているからあえて聞くのだけれども、大新東直接の職員ですか。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 何度も申し上げるようですが、我々も名刺を頂いておりまして、今回こういった御質問を頂いた中で、大新東の方にも確認を致しました。その中で、総括責任者となる大新東雇用の駅長、我々から申し上げると駅長の氏名、または常勤、非常勤の形態を明らかにしてくださいといった御質問をさせて頂いておりまして、そ

の中で返ってきた回答は、道の駅長，大新東所属，常勤，これは現駅長でございます。海の駅はまた違った方で，駅長として大新東在籍の常勤であるというふうに回答を頂いています。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） この契約書を見ると，大新東株式会社，遠山云々と，代表取締役になっています。あとは，こちらの道の駅たけはらの方は大新東ヒューマンサービス株式会社ということで，大新東のグループ企業と言われるのだろうけども，私はさっき何回も確認したのは，大新東株式会社直接雇用の職員かということは何回も聞きました。そこは名刺をもらって確認されたわけでしょうから，あと，私は間違いだということ指摘したいと思うのです。

議長（道法知江君） 松本議員，残り5分となっております。

13番（松本 進君） わかりました。

そこは大きなことなのです，大新東直接の職員ではないということ自体が。だから，あなた方はグループ企業とか言われるけども，独立した企業ですからということ。

それから，私は第3番目の質問の分で，偽装請負の市の認識がどうなのかということをあえて尋ねました。ここの答弁がないわけですから，業務請負契約の内容についてあえて質問しておきたいと思うのです。例えばここで言えば，道の駅で言えばシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社というのが業務請負会社だと思いますから，要するにそういった業務請負会社と依頼主，ここで言えば大新東が依頼されているわけですから，こういった関係，請負会社の労働者と依頼主との間の指揮命令関係はありますか。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 繰り返すにはなりますけども，市長が壇上御答弁申し上げたように，大新東株式会社の総括責任者と再委託先の責任者の間でそういった業務の範囲，その業務に対する指示，役割分担がなされているということでございます。

議長（道法知江君） 残り3分となりました。

13番（松本 進君） 労働者の請負会社と依頼主との関係は，業務請負契約は独立した関係なのです。指揮命令系統があつたらいけないでしょう。あつたらおかしいことになる，違法になるわけですよ。そこは，だから指揮命令があつてやるのですか。だから，シダックス直営で大新東と竹原市は契約しているのに，シダックスというグループ会社でしょうけれども，その人を駅長に置いたりしてやっているわけでしょう。それとあとは，

本来グループ会社といっても独立した会社ですから、指揮命令系統があつたらおかしいです。それを今あなたが堂々と指揮命令系統があるから大丈夫だと、こんなことが通るのですか。最後に、市長の認識、そこはどうか。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 私が今御説明申し上げたのは、元請である指定管理事業者の総括責任者と再委託先の総括責任者が協議をして、再委託先の総括責任者が、その際、再委託先の従業員に指示を出している、そう御説明を申し上げた部分で、あくまでも指定管理者の元請業者である大新東株式会社の籍を持った総括責任者が再委託先の総括責任者と協議をして、再委託先の総括責任者の指示命令系統で動いている、そういうことでございます。

議長（道法知江君） あと1分です。

13番（松本 進君） 基本協定書の業務仕様書があつて、業務基準がありますけれども、そこにも再委託についてが明記されています。指定管理者は、本書に規定する業務の全部または業務の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならないというのが基本的な原則です。それをシダックス大新東というグループ会社に委託しているとか、これが違法行為になりませんか。それはおかしいです。

議長（道法知江君） 残り30秒です。質問をしてください。

13番（松本 進君） だから、これは違法ではないという、きちっと教えてください、最後ですから。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 先ほどから違法ではないかというようなお話を頂いておりますが、大新東の方と指定管理契約を結びまして、大新東が委託先の業者に対して契約を結んでいるということでございます。業務の一部という部分につきましては、我々の方で確認した上で委託が行われているということでございます。それぞれが労務管理を行っているという状況でございますので、我々違法というふうに考えておりません。

以上でございます。

議長（道法知江君） 以上をもって13番松本進議員の一般質問を終結致します。

議事の都合により、午後1時まで休憩致します。

午前11時30分 休憩

午後 1時00分 再開

〔議長交代〕

副議長（高重洋介君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番，井上美津子議員の登壇を許します。

7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 議長より発言の許可を頂きましたので，発言通告書に基づき，平成28年第4回竹原市議会定例会一般質問，民政同志会井上美津子が行います。よろしくお願い致します。

1. 防災について。

今年も4月に熊本を震源とした地震，6月に梅雨前線による大雨，そして8月から10月にかけて迷走しながら北海道や東北などに多くの被害をもたらした台風，10月の鳥取中部を震源とした地震，11月22日の福島県沖を震源とした地震は記憶に新しいと思いますが，多くの自然災害に見舞われました。

先般，2年前の広島市安佐北区，安佐南区で局地的な短時間の大雨によって同時多発的に大規模な土砂災害が発生したことを受けて，防災士が増加したと中国新聞に掲載されていました。防災士とは，阪神大震災の教訓の継承，防災の取組の推進を目的に，NPO法人日本防災機構が2003年度に創設したもので，民間の認定養成機関で講座や研修を受けて試験に合格すれば取得でき，防災活動や災害時に地域のリーダー役となり，自治体やボランティアと連携して救助や支援活動を行います。

そこで，本市の防災士についてのお考えをお伺い致します。

また，市内の協働のまちづくりネットワークで，1年に1回ぐらいの割合で防災訓練や防災講演会が行われています。しかし，内容のマンネリ化や参加者の固定化になっている状況があります。防災訓練や講演会も必要なことではありますが，日ごろより地域の人たちとコミュニケーションを図りながら，自主防災組織等の防災，減災に関わる各種組織や団体と連携して正しい知識や技能を伝達することは，地域防災の向上には欠かせないことです。また，災害時には地域のグループリーダーとして活動できる人が多くいることが減災につながっていくのではないのでしょうか。地域に根差した防災士は，試験に合格すれば誰でもなることができ，地域防災力の向上や防災コミュニティの形成において今後重要な役割を果たすと考えます。

そこで，本市の地域防災力の向上に効果的である防災士の普及についてのお考えをお伺

い致します。

本市でも、今年6月豪雨による国道432号線親耕橋付近の路肩崩壊や一般県道南方竹原線鉄塔前の路肩崩壊など、多くの災害が起きております。本市も仁賀ダムができて、賀茂川の水量も安定してきました。しかし、田万里川や葛子川、その他小さい河川より出た水が多い時は賀茂川の水位が上がり、土砂の流出も増え、雑草や木が生えているところが多くなってきています。その草木が、水かさが増すことにより押し倒されてごみとして流され、橋脚などにひっかかり、川幅が狭くなって水の方向や速さが変化して、6月のような本川の氾濫や道路の路肩崩壊、ひいては河川の決壊につながったりすると考えます。

そこで、河川の土砂の浚渫についてのお考えをお伺い致します。

ゲリラ豪雨のような局地的に大雨が降ることも多く、またいつ何どき起こるか見当もつきませんが、今は天気予報もよく当たるようになり、スマホやインターネットで1時間ごとの地域の天気予報を入手することができ、早目に対応ができるようになってきています。とはいっても、地域で避難時に効果があるのが、昨年度からの事業として進めている緊急告知放送であります。現在の進捗状況についてお伺い致します。

続いて、観光についてであります。

今年も大久野島や道の駅たけはらを含む町並み保存地区などの観光地に、多くの観光客が訪れて楽しんで帰られていると思います。その中で、本市にはたけはら海の駅も平成26年度に開設しております。海の駅は、海の玄関口として地域交流や観光振興の役割を担い、誰でも気軽に安心して楽しめるマリンレジャー拠点であります。また、コンセプトとして、竹原港にオープンした食と文化の新スペース、瀬戸内海の恵みを受けた地元特産の海産物や季節のスイーツ、飲食物などの販売や、3階に海を眺めながらおいしく誰もが気軽に楽しめるカジュアルなイタリアンレストランがあるとホームページで説明しています。開設してから2年余り経過しましたが、観光情報発信の拠点として、また地域の交流の場としていろいろなイベントを行い、地域コミュニティーや竹原の観光を牽引してきていると考えます。

そこで、現在までの交流スペース、オープンスペース、レストラン、ビジターバースの利用客数をお伺い致します。

また、オーシャンビューの洗練されたスペースとうたっている海の駅と、まちなか交流拠点であるとうたっている道の駅との連携についてもお伺い致します。

他市町へ視察に行くと、古民家等の空き家を改築して飲食店やお土産店をオープンして

いるところが多くあります。先般も岐阜県中津川市で、築100年以上の古民家で食事を致しましたが、落ちついて雰囲気もよく、食事もよりおいしく感じました。現在は、多くの市町では古民家等の空き家を活用して、定住施策や地域のにぎわいや活性化につながる施策をされています。本市においても、多くの古民家等の空き家を抱えており、今年度の予算において空家等対策計画策定業務を委託されています。

そこで、古民家等の空き家を活用しての観光についてのお考えをお伺い致します。

以上で壇上での質問を終わります。

副議長（高重洋介君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 井上議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問についてであります。災害が発生した際、その災害の規模が大きいほど公的な支援の到着が遅れることから、消防や自衛隊等の公的機関が機能を発揮するまでの間、各家庭はもとより、地域や職場において人々の生命や財産に関する被害が少しでも軽減されるよう、被災現場で実際に役立つ活動を行うことが重要であり、防災士はこうした役割を担うことが期待されているところでございます。

防災士は、自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高め、各自の所属する地域や団体、企業の要請を受け、避難、救助、避難所の運営などに当たり、自治体等の公的組織やボランティアの人たちと協働して活動することのほか、平時には防災意識の啓発に当たるとともに、大災害に備えた互助、協働活動の訓練や、防災、減災及び救助等の技術錬磨などに取り組み、必要に応じて防災計画の立案等にも参画することが期待されております。

近年災害が多発していることを反映して、防災士への関心が高まっている中で、平成28年11月末現在、全国では11万9,460人、広島県では1,967人、本市では17人が防災士の資格を取得しております。

こうした中で、本市と致しましても、防災士を養成することは災害発生の初期段階における避難や救助、救命活動など地域防災力の向上に有効であると考えられることから、防災士制度の普及啓発を図るとともに、他団体での取組等について調査研究してまいりたいと考えております。

告知放送設備整備事業につきましては、全国瞬時警報システム——J—ALERTからの国民保護情報や気象警報、市からの災害時の避難勧告などの緊急情報を市内各所に発信

することを目的として、平成27年度から整備に着手しております。

事業の概要につきましては、竹原消防署内の竹原市情報センターにセンター装置を、市役所本庁舎ほか2カ所に遠隔放送設備を、市内20カ所に屋外拡声放送装置を、市内45カ所に告知放送端末を設置し、センター装置から発信された緊急情報を竹原市地域情報通信基盤整備事業で敷設した光ケーブル網を活用し、円滑に住民へ伝達することとしております。加えて、台風、高潮等における潮位確認を可能とする監視用カメラを3カ所に4台設置することとしており、現在平成29年2月末までを工期として工事を進めているところでございます。

進捗状況につきましては、センター装置は既に施工済みであり、遠隔放送設備につきましては3カ所中2カ所が施工済み、屋外拡声放送装置につきましては20カ所中19カ所が施工済み、告知放送端末につきましては45カ所中42カ所が施工済み、監視用カメラにつきましては3カ所中2カ所にカメラ用マストを建柱しており、平成28年11月末現在の全体の事業の進捗率と致しましては、約80%となっているものでございます。

今後の予定と致しましては、センター装置と各装置との光ケーブル網との接続等を行い、工事完了後、平成29年3月中には試験放送等を実施した後、4月から運用を開始したいと考えております。

河川の土砂の浚渫につきましては、広島県では河川内の堆積土や樹木の除去が必要な箇所を明確にし、効率的、効果的に除去することで浸水被害を最小限に抑えるため、平成28年3月に河川内の堆積土等除去計画を策定し、計画的に浚渫工事等を実施することとしており、現在調査の結果、土砂の堆積状況に著しい変化が確認され、緊急に対応が必要であると判断した箇所について河道の浚渫を実施しているものと伺っております。

こうした中で、本市が管理している河川につきましても、土砂の堆積状況を調査し、緊急に対策が必要であると判断した箇所については随時浚渫を行っているところであり、今後も引き続き関係機関と連携しながら、適切な河川管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。たけはら海の駅の利用状況につきましては、オープンから平成28年10月末現在までの期間において、交流スペースの利用件数が156件、オープンスペースの利用件数が31件、レストランの利用者数が4万9,015人、ビジターバスの利用件数が354件となっております。

海の駅と道の駅の連携につきましては、海の駅は周辺島嶼部を結ぶ海の玄関口として重



要な拠点であり、ターミナルを中心に港周辺の施設をみなとの賑わいゾーンとして整備を進めていることから、今後においても道の駅や町並み保存地区等の歴史、文化、観光ゾーンとの連携による交流人口の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

古民家等の空き家を活用した観光振興につきましては、本市においても兵庫県篠山市での古民家再生事業について調査研究を進めているところであります。この篠山市におきましては、古民家再生事業を積極的に展開しており、古民家を宿泊施設やレストラン、カフェ、ギャラリー、雑貨店、お土産物店などに改修し、堅調な集客と採算性のとれた運営を実現しているところであり、その数も60カ所を超えているものと伺っております。

現在本市におきましては、昨年度に実施した外国人によるモニターツアーにおいて古民家を活用した異文化交流などが好評であったことから、地方創生加速化交付金を活用し、民間が主体となって行う古民家を活用した外国人観光客に向けた交流事業や体験型メニュー開発などの取組に対して助成することとしております。

今後におきましても、古民家や日本的な町並みは外国人からの人気も高く、日本国内において人口減少に伴う内需の落ち込みが予想される中で、インバウンドの受け入れなどによる外需の取り込みの期待も高まっており、訪日外国人観光客の誘客を促進するためにも、このような先進地の事例を調査研究しながら、本市らしい古民家の活用策について関係者と検討を行い、施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせて頂きたいと思えます。

まず、防災士についてであります。

地域防災力の向上に当たっては、日ごろから地域とのコミュニケーションを図ることが一番大切、重要であると考えます。また、要支援者の把握とか災害時の避難、救助、救命活動に対応することにも有効であります。

答弁書によりますと、本市には17名の方が防災士の資格をお持ちということですが、現在本市の防災士の方はどのような活動をされていらっしゃいますでしょうか。また、地域や竹原市などとの連携はどのようにされていますでしょうか、お伺い致します。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 本市におけます防災士、17名ほど現在本市では確認を致しております。この17名というのは、先ほど議員の質問の中にございましたように、NPO

法人日本防災士機構がデータベースとして管理をされているものを聞き取りをして、17名というのを竹原市においては確認をさせて頂いているというものでございます。この17名の中には、消防団に所属しておられる方もいらっしゃるということも一部わかっておりますので、平時、有事を問わずに、地域においてこれまで習得されました知識とかそういったものを、防災士としての役割として発揮をされているのではないかというふうに考えているところでございます。

防災士の活動内容というのは、先ほど市長の御答弁の中でもお答えをさせて頂いておりますとおり、自助、共助、協働を原則として、様々な場で防災力を高め、各自の所属する地域、あるいは団体、企業等の要請を受けて、避難、救助、避難所の運営などに当たる、あるいは公的組織やボランティアの人たちと協働して活動するとか、あるいは平時においては防災意識の啓発に当たる、そういったことの役割が期待をされている、そういったことによって、議員もおっしゃいましたように地域の防災力の向上につながるというふうに考えているところでございます。

地域との連携ということは、先ほど議員の方もありましたように、日ごろの地域の中でのコミュニケーションというのが非常に大事だというふうに我々も捉えているところでございます。自治会でありますとか住民協働の中の協議会でありますとか、そういったところでこれまで習得された防災士としての知識、あるいはそういったノウハウというものを十分発揮していってもらいたいというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 消防団の方も何人か取っておられるということでもありますけども、消防団の方だけではなく、地域の誰でもなれるというこの防災士でありますので、たくさんいる方がいろんなことに対応ができると私は考えております。ですから、防災士というのはたくさん皆さんに受験というのですか、取って頂いて、皆さんで自分の地域を守っていくというところでは有効なものではないかと思えます。ですから、取りやすくするための方策といいますか、そういうことでは近隣市町の方でも助成を、制度を取り入れていらっしゃる、普及にいち早く対応しておられると思えます。例えば、尾道市なんかでありましたら尾道市防災士ネットワークが設立されたりとか、三原市であれば三原市防災士会というのがありまして、それが三原市防災ネットワークに加入をして連携をとられているということをお聞きしております。答弁書には、他団体での取組等について調査研

究してまいりますというふうにあります。防災力の向上を、防災士の増加を目指すということであれば、すぐにでも助成制度、それからネットワーク設立などを検討して頂けるというのがいい方向性ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 防災士の数を増やすということが大事ではなかろうかということでございます。おっしゃいますように、地域の防災力の向上を図る上で防災士の資格を持つ方を増やすということは、地域の様々な防災、減災の場面でリーダー的な役割を果たしていくということが防災士の役割としてひとつ求められているところでございますので、そういった意味におきましても、防災士の資格を持った方が増えるということは大変有効であると私どもも考えているところでございます。

それで、議員御紹介がありましたように、近隣の市町におきましても、防災士の資格を取るための助成制度というものを設けられております。今御紹介ありました尾道市でありますとか三原市、あと県内でいえば安芸高田市でありますとか廿日市市、あるいは北広島町、熊野町とか、そういったところが防災士の資格を取る際に助成制度を設けておられます。本市については、まだその助成制度を設けるまでには至ってはおりませんが、防災士の制度の普及啓発を図るということは非常に重要なことと考えているところでございまして、こういった他団体での取組等につきまして調査研究をさせて頂きまして、こういったものが効果があるかということも含めて、今後しっかり検討させて頂きたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 防災士の知識というものは、しっかりと地域と連携をしながら皆さんにも高めてもらいたいというところがありますので、協働のまちづくりネットワークとかというような自主防災組織の活動が充実していくものであると確信しておりますので、是非検討して頂き、防災士が多く地域にいらっしゃるような竹原市にして頂きたいと思っております。

続きまして、告知放送設備整備事業の方でありますけれども、答弁書によりますと、進捗状況80%というふうになっております。平成29年3月中に試験放送をして、4月から運用開始とあります。予定どおり運用された場合、20カ所の屋外拡声放送や45カ所の告知放送端末からの放送はどのような内容でありますか。

それと、告知端末放送から住民への伝達はどのように伝達されますでしょうか。

それからもう一つ、夜間この告知放送への対応はどのようにされますでしょうか、お伺い致します。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 告知放送設備整備事業につきましての御質問でございます。

今御質問にありましたように、11月末現在で進捗率約80%、来年3月中には試験放送等実施した後、4月から運用開始ということで今進めているところでございます。

それで、告知放送端末につきましては、屋外拡声放送装置と同様に全国瞬時警報システム、いわゆるJ-ALERTからの国民保護情報や気象情報、市からの災害時の避難勧告などの緊急情報を発信するというのと致しております。これをいかに市民一人一人のところまでお伝えするかというような御質問がもう一点あったと思いますが、こういった屋外拡声放送装置20カ所、あるいは告知放送端末45カ所を使うと同時に、もちろんこれで全てが足りるというふうには考えておりません。そういった中で、これを中心に考えながらも、あるいはホームページでありますとか防災メール、あるいはタネット、あるいは市や消防機関による広報、自治会や自主防災組織等の連絡網など、多様な伝達手段を活用し、市民一人一人のところまで情報を伝達するよというよことを、今そういった情報発信をしまいたいというふうには考えているところでございます。情報伝達手段につきましては、複数の伝達手段を用いることが必要ではないかというふうには考えているところでございます。

それと、夜間につきましても、こういった緊急情報等につきましては対応していかなければならないというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） J-ALERTからの放送がそのまま流れるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

それから、夜間の放送の部分ですけれども、いろんな施設内にこの端末がもし設置されているのであれば、その施設が夜間誰もいない無人の場合はどうされるとお考えなのでしょうか、お伺い致します。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） J-ALERTの部分についてでございますけれども、これに

つきましては、申しわけございません、今そのまま流れるかどうかということは確認をさせて頂きたいと思うのですが、基本的には、内容としては同じ内容が流れるということで認識を致しております。

それから、夜間の場合、無人となる場合、もちろんございます。そういった場合は、これは別の手段を用いると、当然そういうことになろうかと思いますので、それは先ほど申し上げましたような防災メールでありますとか、あるいは実際の広報等を通じまして市民の皆様にお知らせするというような形になるかというふうに考えております。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） いろんな伝達方法をとるということで対応ができるとは思いますが、例え災害が起きた場合、最前線に出ていくのは消防団であります。消防団は、避難、救助、救命に当たって頂けると思うのですが、その最前線にまでこういう告知の放送の内容がすぐに瞬時にして流れるのかどうかお聞きしたいと思います。携帯用の無線、防災無線のようなものがあれば、また教えて頂きたいと思います。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 消防団との連絡、あるいは情報のやりとりということでございますけれども、消防団につきましては、現在携帯型のデジタル簡易無線機というものを使用しております。32台ほど配備をさせて頂いております。32台の内訳につきましては、団本部へ4台、第1分団から第6分団へ27台、指揮車1台という内容になっております。こういった無線機がございますので、こういったものを使って、また情報の伝達というのは迅速に行ってまいりたいと考えております。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 最前線に出ている消防団には安全の確認ができるものを提供すべきだと思いますので、どうかよろしくお願い致します。

告知放送につきましては、速やかにというところでいろんな伝達方法を使って、市民にわかるように啓発といいますか、連絡をして頂きたいと私は思いますので、どうかよろしくお願い致します。

続きまして、河川の浚渫についてであります。

答弁書によりますと、広島県が平成28年3月に河川内の堆積土等除去計画を作成されているとあります。本市でのこの対象河川はありますでしょうか。それはどこにあるのでしょうか、教えて頂きたいと思います。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 御質問の平成28年3月に、河川内の堆積土砂等除去計画についてでございますが、まずこの計画の策定の趣旨でございますが、河川内の堆積土や樹木は洪水時に流れを阻害することで河川の水位を上昇させ、また浸水などの災害を助長するおそれがあり、近年全国各地で頻発する河川の氾濫や堤防の決壊などによる大規模災害を受けまして、堆積土や樹木の除去が必要な箇所を明確化し、効果的、効率的に除去することで浸水被害を最小限に抑えるために計画を策定したものでございます。

本市における該当する河川と致しましては、二級河川の賀茂川と田万里川となっております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） ありがとうございます。

やはりこの賀茂川と田万里川であります。この賀茂川は、県が一応策定のところに入れて頂いているということですが、本市で管理をしている河川です。小さい河川がたくさんあると思うのですが、この土砂の堆積状況を調査して、緊急性が高い河川から浚渫を行っているというふうに答弁書に書いてありますが、同じ場所を何度も浚渫しているところはないのでしょうか。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 地域によりまして、河川の状況に応じて堆積する場所が一定的に偏っている場所については浚渫するわけでございますけど、今回県の方で、今年度28年度予定されている箇所というのが、二級河川賀茂川水系の葛子川と田万里川の浚渫と樹木の除去を予定しているというふうにお聞き致しております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 田万里川と葛子川というふうにお聞きしているということですが、そこ以外で細い河川なんかも同じように浚渫していかないといけないような状況になっているのではないかと思います。そういうところは元を絶たなきゃだめではないですけども、その川の源流といいますか、そこに砂防ダムをつくって何度も浚渫しなくても済むというような、浚渫に対しての何度もというところは1回で済ませたいというところはあると思うのですが、砂防ダムについてのお考えをお聞きしたいと思います。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 小河川の堆積土砂の対策という御質問でございますが、河川に流れ込みます普通河川の堆積土砂につきましては、土砂の堆積状況に著しく変化が確認され、また浸水するなど災害を助長するおそれがあると判断した箇所につきましては浚渫を実施しているところでございます。河川内の土砂の堆積は、集中豪雨や長雨による山腹の崩壊などが主な原因であることから、山腹の崩壊が著しい箇所が確認された箇所については、現地で調査を行いまして、必要に応じまして治山事業であったり、あるいは砂防事業などによる対策を県に要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 何か起こってからでは遅いと思うのです。治山事業、砂防ダム事業という部分であれば、何かが起こったからこれをしますというところが多分多いと思います。ですから、それを未然に防ぐという部分であれば、この砂防ダムの考え方というのは必要なことではないかなと私は考えております。ですから、同じところを同じように浚渫するのであれば、そういうところも考えながら、県と相談しながら進めていって頂きたいと私は思いますので、どうかよろしくお願い致します。

続きまして、護岸のことについてお伺いしたいと思います。

新庄交差点より国道432に入っていきますと、市内中心部を目指して南下してくると賀茂川と並走するようになります。そうすると、川の護岸が草木に覆われているのがもう本当に目につく、皆さんもそうだと思うのですが、目につくと思います。護岸に草木が生えていると、大きくなると護岸も壊してしまうし、大雨の時に道路の路肩崩壊や決壊にもつながっていく可能性が高いのではないかと考えております。また、交通安全の観点からいいますと、草木のために見通しが悪くなって事故につながったり、また観光からの観点であれば、竹原市の入り口としていろんな石積みのきれいな護岸が見えることも一つの観光資源と考えれば、観光客のおもてなしの心につながっていくのではないかと考えております。こういういろんな方面からの考え方として、護岸の管理については重要なことだと私は考えておりますが、本市としての護岸に対するお考えをお聞きしたいと思います。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 賀茂川の護岸に関する景観を配慮した、あるいは管理面における御質問でございますが、賀茂川の景観に配慮した河川管理につきましては、地域の自然

環境への配慮や良好な景観を確保できる河川空間の保全と整備が求められているところでございます。そういったことを含めまして、支障のあるところにつきましては河川管理者であります県とも連携をして、そういった面で対策として除却であったり、市と致しましては引き続きパトロールとか巡視等を行いまして、支障のある箇所については優先的に対応してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 監視をしていくということで、護岸の方も皆さん見たくて、ああ、よかったよという、観光客なんかでもそうだと思うのですが、2号線からずっと南下してきまして、草むらの川と言ったらあれなのかもしれないですけども、草とか木とかが生えている護岸を見て、観光客が、え、こんなという話になると思うのです。一番初めに人の目にするところは賀茂川が多いと思うのです。あそこの小早川神社のところに、春になると桜が咲いたり、それから秋になるとイチョウの木がありますので、イチョウの木がすごくきれいに紅葉したりというような状況が目に入ると思うのですが、それを抜けると、え、こんなに草が生えて護岸がこんなになっているというふうに思われると、私からするとおもてなしの心に反するよねというふうに考えております。ですから、護岸の管理に関してはしっかりと対策をして頂いて、県とも連携をしながらきれいにして頂きたいと思います。この護岸の管理というのは単独ではできませんので、県ともしっかりと連携をとってやって頂きたいと思いますが、県との連携についてお伺いしたいと思います。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 県との連携についてでございますが、広島県とは定期的に、年に数回ほど連絡会議というのを開催致しております、その時に市からも必要な修繕であったり工事であったりという形を要望している状況でございますので、引き続きそういった箇所については県と十分に連携を図りまして、必要な事業、修繕を行って頂けるよう要望してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 是非とも要望をして頂いて、しっかりと対策をとって頂きたいと思います。



続きまして、たけはら海の駅についてであります。

答弁書によりますと、たけはら海の駅の利用状況は、レストランは4万9,015人、交流スペースは156件、オープンスペース31件、ビジターバス354件という利用者であるというふうに書かれております。これを考えると、1日に換算するとそんなに多くはないよねというふうに思います。レストランは、開設時、多くの市民が、また観光客が利用したと思いますし、また最近では夏のビアガーデンとかというふうなイベントをされたりなんかして、利用客を促進するような事業を行っておられるとは思いますが。しかし、リピーターを増やすことが重要で、マリンレジャーの拠点としてや地域交流というところを拠点とするレストラン、交流スペース、オープンスペース、ビジターバス、こういう部分をうたっているのであれば、もっとそういうところを強調して利用率の向上をしていかないといけないのではないかと思いますけども、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） たけはら海の駅について、利用率の向上という御質問でございますが、たけはら海の駅につきましては、平成26年8月にオープンして以来、今年8月で2年を迎えまして、施設を利用される方につきましては、主にフェリーを利用して大崎上島町や契島へ渡られる方が多くおられまして、年間で約60万人以上がフェリーの時間待ちであったり、トイレ、あるいは休憩の場として利用されているという状況でございます。多くの人に利用して頂けるよう、指定管理者において、これまで行ってきて頂きましたサービスに関して、よいものはさらに磨きをかけまして、今後はこれまで以上の地域資源である竹原の文化、伝統、特性を広く情報発信していくとともに、イベントや地域企業との連携を強化し、道の駅たけはらや町並み保存地区、さらには大久野島とのコラボイベントを実施するなど、施設利用者の増加に向けて民間のノウハウを最大限に発揮できるよう、市と致しましてもさらなる連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） しっかりと連携をとって頂き、利用率を上げて頂きたいと思います。地域交流の交流スペースというところは、道の駅は割と最近に使っておられることが多いとお聞きしているのですが、海の駅の交流スペースというものが少ないのではないかと思いますので、企業なり地域の人たちと連携をとりながら、そこを使って頂けるよ

うな活動をして頂きたいと思います。

レストランなどの利用客というか、この海の駅を利用される方が売店でお土産を買って帰られる、買い物をされて帰られるということが多いと思いますけども、海の駅の売店であれば、まず地元特産の海産物というふうに誰もが思うのではないかと考えております。実際海の駅のホームページによれば、海の幸や練り物の充実というふうに掲示されております。海産物の充実というのが売店の魅力ではないかと考えます。海産物を含めたお土産品の充実についてのお考えをお聞きしたいと思います。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 地元特産の海産物の充実という御質問でございますが、地元の食材につきましては、3階のレストランを、地場産品をお客様に味わって頂く場として、指定管理者におきまして特産を取り入れたメニューを提供して頂いているところでございます。引き続き、地産地消による地元の食材を最大限に活用しながら、地元の生産者との連携による地域経済の活性化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） やはり連携というところにありますけども、地元との連携が一番大切なところだと考えます。海産物なんかは、特にここの海の駅の前にしっかりといろいろな業者さんがいらっしゃると思いますから、そういうところと連携をとる、また海の幸だけではなくほかのお土産品もたくさんあると思いますけども、そういうところもしっかりと連携をとって、道の駅にないものというものも欲しいかなと思っております。そういうものも考えて頂いて、海の駅にはこれがあるというもの、それから海の駅の方に来てもらえるような状況をつくって頂きたいと思いますが、どういうふうに思われますでしょうか。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 先ほど御指摘ございました、よそにはないようなもの、特に道の駅にないようなものをさらに海の駅の方で取り入れたらどうかというような御質問でございますので、そういったことを踏まえまして、指定管理者とも十分に協議を致しまして、魅力ある施設となるように連携を図って取り組んでいきたいというふうに考えていますので、よろしくお願い致します。

副議長（高重洋介君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 今井上議員からの御質問の部分には、特産品開発という意味も多分に含まれておろうかと思えます。我々企画振興部産業振興課の方では、そういう生産者、それから加工業者、販売業者、こういった方々の出品者の方の会を、道の駅たけはらであるとかたけはら海の駅、午前中の御質問ではございませんけども、一応たまたま管理をされている業者が同じ業者ということもございまして、そういう出品者の会もつくったりして情報交換をしながら、そういった新たな特産品開発についても、これからも取り組んでまいりたいというふうを考えております。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 是非そのようにして頂き、海の駅にもたくさんの方が集まるようにして頂きたいと思えます。

答弁書に、港の賑わいゾーンの整備というふうにあります。これを詳しく内容を聞かせて頂きたいと思えます。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 港の賑わいゾーンの内容の御質問でございますが、平成24年度に策定致しておりますみなとまちづくりプランの中で、港周辺を港賑わいづくりとして位置づけまして、たけはら海の駅を核として、港周辺の緑地広場や的場海水浴場——的場公園です。さらには、今後の賑わい創出に必要な施設などを整備してきたところであります。たけはら海の駅は国道185号沿いに位置して、竹原港からの的場地区までの間につきましては国土交通省において御尽力頂きまして、平成25年度には歩道の整備が完了致しております。現在、朝、夕、ウォーキングやジョギングなどをされている方にも多く利用されているというような状況がございます。土日祝日には、県内外からの的場の公園に多くの方が訪れて頂いております。的場公園というのは、春は花見シーズン、夏は海水浴、それからあとは1年を通じて釣りとかというような形で多く利用されているという状況がございます。今後も引き続き関係機関と連携致しまして、港町地区一帯の施設や地域資源を活用することによりまして、竹原港の賑わいの創出に努めてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） ありがとうございます。

この核となる海の駅ということで、的場公園、それから緑地公園というところでつなが

っていつているということだと思いますけども、この港の賑わいゾーンというところは、今大分きれいになりましたし、観光客というか、利用される方が増えているということをお聞きしましたけども、そこだけではなく、質問にも入れていたのですけども、その賑わいゾーンと、それから観光の拠点であります道の駅というところの連携についてということをお聞きしていたのですけども、相互の関係です。しっかりと連携がとれていると、道の駅からまた海の駅に行って、なおかつ遊びに的場公園の方に行くというルートなんかもできるのではないかと。的場公園まで行くのには、夏だったら、車では幾らでも対応はできると思うのですけども、もし車を、例えば道の駅だとか海の駅というところに置かせてもらって、公園に行きたいよねといった時には、そういうバス等があったらいいのではないかなと思っております。そういうバス、運行されているのではないかと、無料バスがいつとき海の駅と道の駅の間で運行されていたというのをお聞きしているのですけども、現在はどういうふうに行われているのでしょうか。また、利用率、どのようになっているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） シャトルバスの御質問でございますが、シャトルバスにつきましては、現在も海の駅と道の駅の2つのゾーンを有機的に連携させる方策として、現在も指定管理者が自主事業として運行を致しております。

現在の利用状況ですが、平日は利用者が少ないということなのですが、イベントがあったり土日のシーズンにおいては、かなり利用して頂いているというような状況でございます。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） この利用率というのが、イベントがあったり土日というふうになんかお聞きしましたが、芸陽バスさんもフェリーのところから駅までというふうなバスも走っております。それも含めて土日が多いということだとは思いますが、シャトルバスの方が多ということだとは思いますが、この連携についてはバスは必要なツールというのですか、ものだと思いますので、しっかりとこれを、利用率が上がるような、芸陽バスさんも必要なツールだと思うし、それはそれで住民の方が利用されるのではないかとおもうのですけども、住民の方、それから島嶼部の方が利用されるのではないかとおもうのですけども、この無料バスの利用率向上というところをお聞かせ頂きたいと思っております。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） バスの利用率の向上という御質問でございますが、お互いの施設が連携を致しまして、様々な情報を共有することによって、相乗効果による交流人口の拡大につなげていきたいというふうに思っていますので、御理解のほどよろしくお願い致します。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 是非とも海の駅が、いっぱいにならなくてもということではないのですが、しっかりと活用して頂けるような、また観光客もそこへ行って頂けて、食事なりいろんなスペースで遊んでいくことができたりだとか、そういうことができるような交流拠点ということにして頂きたいと思います。どうかよろしくお願い致します。

続きまして、古民家再生と申しますか、古民家等を使った空き家対策ということで、昨年兵庫県の朝来市へ視察に行ってきましたけれども、古民家がきれいに生まれ変わっているというような状況でありました。今年岐阜県の中津川に、古民家再生ではなかったのですが、私も行った時に、古民家のいいところを残しつつ修繕して活用していたのではないかと私は思いました。その方が雰囲気もよく、観光客は癒やされるのではないかと、そういうふうに考えております。

本市の古民家等の空き家を活用するに当たって、どういうところで、どの場所で、古民家に対してどこまで修繕をして、修復をしてどういうものにしたいのか、お考えをお聞かせ頂きたいと思っております。

副議長（高重洋介君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 本市における古民家再生事業と申しますか、古民家の利活用をどのように考えているかといったことでございますけれども、市長の御答弁でも申し上げましたように、まず国におきまして、国家戦略特区とか、そういった対象分野には医療や雇用、都市再生、農業、こういったことに加えまして歴史的建造物の活用と、こういったことも取り上げられておまして、外国人旅行者向けの施設など、こういった活用への期待が高まる中で実際の施設運営に係る規制緩和も進められている状況、こういったことを踏まえまして、我々としましてはこれまでも補正予算等々で、地方再生事業の中で予算も御承認頂いている中で、先ほど市長答弁の中でも申し上げましたように、兵庫県の篠山

市の事例、こういったものを今参考に、国においてもこの篠山の取組が地方活性化のモデルとして取り上げられるというようなこともございますし、こういったことを参考にし、国の方においても古民家などの伝統的な建物をまとめてリニューアル、リノベーションして、宿泊施設や飲食店としての活用を支援する新たな官民ファンドといったものも創設されようとしております。こういったことを踏まえまして、我々としまでも古民家という定義がなかなかあるようでないのでございますけども、例えば築50年以上たつというようなことで文化庁の登録文化財制度、こういったものであるとか、1950年以前の建築物、それも木造のといったような、こういう定義の中でいいますと、我々の持つ地域資源の中でいいますと、町並み保存地区であるとか、今現在忠海地区において民間の取組がされているといったような、こういう、エリアとしては町並み保存地区を中心にしたエリアが最も候補として上げられるのではなからうかと思っておりますけども、市内全域にあります利活用できるような、そういった古民家と呼ばれるものの部分については、先ほど申し上げたような観光消費額の喚起につながるような宿泊であるとか飲食、こういった再生であるとか交流の場になるとか、そういった方向で考えていければというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 町並み保存地区を対象にというのは、市内全域にはたくさんの古民家が、空き家があると思っておりますので、町並みだけではなく、ほかのところもそういうふうに対象になると、またそこが観光資源に変わっていくのではないかと思います。ですから、町並みだけというのではなく、いろんなところに目を向けてもらって活用して頂きたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

副議長（高重洋介君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） そうですね、議員おっしゃるとおり、町並みだけではなくそういった古民家の価値といいますか、そういうブランドとして生かせるようなものがあれば、是非ともそういった今の国の制度等も利用した中で活用が図ればというふうに思っております。こうした古民家の再生事業に一定の理解が示される中では、実際に居住者といいますか、所有されている方々、その辺の居住されている方等の、まだ価値の認識といいますか、そういったものがまだ上がっていないといった課題もございます。そういった中で、行政の補助金だけではなくて民間主導での活動、また資金調達といったようなも

のが、今後の継続的な古民家再生であるとか活用に向けた鍵だというふうに考えておりますので、そういったことも含めて、まずはどこかモデル的にそういう古民家再生事業が立ち上げればということで、実際には現在、6月に補正予算も議決を頂きましたまちづくり会社、こちらの方も古民家の再生といったようなことに事業していきたいというようなことで今議論されておまして、そういったことも動きの中で、いろんな場面で古民家再生事業というのが活発化できればというふうに考えております。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 価値観を上げて頂き、また住んでいる方との交渉というか、話し合いをしっかりと頂いて、いいものができればと思いますので、どうかよろしくお願い致します。

また、答弁書によりますと、地方創生加速化交付金を利用して、外国人向けの交流事業や体験メニュー開発などの取組に対して助成するとありますが、現在の状況を教えて頂きたいと思います。

副議長（高重洋介君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 古民家の再生交流事業でございますけども、こちらについては3件の公募をしまして、今現在3件の採択をしようとしております。地域については、町並み保存地区と忠海地区、そのほか今現在小梨地区でそういった古民家を活用した外国人向けの交流事業を提案されているという状況でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 町並み、忠海、小梨というふうにお聞きしました。こういう助成金を頂いていいものができれば、また次のステップにアップできるのではないかと思いますので、しっかりと取り組んで頂きたいと思います。外国人向けというふうに、外国人が、答弁書にもありますけども人気が高いというのは古民家だとか日本的な町並みというところだというふうにありました。インバウンド政策に有効的、確かに有効的であります。そうはいつても、観光客の多くは日本人であると私は思います。ですから、誰もが体験できて参加できるような、先ほども宿泊、飲食、いろんなものがセットになったものというふうに言われましたけども、そういうふうなメニューを開発していく必要があるのではないかと考えております。竹原らしい体験メニューというのをどのようにお考えでしょうか。また、その体験メニューをして、宿泊に持っていけるような施設に再生することによって、先ほどもおっしゃられましたけども、観光消費額アップということで考えま

す。古民家等の空き家を利用して宿泊するところのお考えをお聞かせ頂きたいと思いません。

副議長（高重洋介君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） ありがとうございます。

我々もインバウンドの事業もやっておりますけども、今竹原に訪れて頂いている多くの方は県内のお客様でございますので、議員おっしゃるように、外国人向けだけということではなくて、今おっしゃられたような竹原らしい、いろんな宿泊であったり飲食であったり体験メニュー、これを磨き上げることが、すなわち外国の方にも受け入れられる、また県内、県外の方にも好評になっていけるのではないかという考えのもとに、まずは取り組んでいきたいというふうに思っております。その中で、竹原らしい体験メニューということもございますけども、これについては、既に今現在取り組まれておられる事業としましては、塩づくりであったり、竹を活用した竹細工づくりであったり、タケノコ狩り、ブドウ狩りといったような竹原の特産品を生かしたような活動は、今後も磨き上げながら継続をさせていくことが大事ではないかというふうに考えておまして、その中で古民家、例えば一つの古民家でそれを全てやるということではなくて、宿泊であったり飲食であったり、その体験の場が、篠山市の例とかでいいますとそれぞれ別々になっておまして、市内であるとかエリアを回遊させるといったことも考えられているというふうに、大変参考になる事例もございますので、できればそういった形で、例えば町並み保存地区一つにとっても、宿泊に特化した再生事業もあっていいと思いますし、飲食に特化した再生事業もあっていいと思いますし、それらが複合してやるというようなことも考えられるということで、いろいろと総合的に考えながら、他市町の事例も参考にしながら、また資金調達のことも考えながら官民連携をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 総合的にというふうに先ほどおっしゃいましたけども、体験ができ、また飲食ができ、宿泊ができる、そういうふうな古民家再生という事業で総合的に考えてやっていくということでもあります。今のその体験メニューの中にも、塩づくりだとか竹細工、いろんなものがありますから、竹原らしいというところはこういうところではないかと思っておりますけども、もっとそういう体験が、いろんな体験ができると、よそでは農家体験といいますか、そういうものもできるよというところもあると思っておりますので、北部の



方であれば農家の体験もできるというところも出てくるのではないかと思いますので、いろんなメニューの開発をして頂きたい。

それと、市内回遊というふうに先ほど言われましたけども、エリアというのですか、北部があり忠海があり吉名がありというところで、いろんなところに回遊ができるという、そういう総合的なものができれば一番いいのかなと思いますので、どうかそういうところを検討して頂いてこの古民家を再生して頂きたいと思います。

最後になりますけども、防災も観光も人とのつながりが重要であると私は考えております。人のつながりを大切にしまちづくりについてのお考えを市長にお伺いして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうかよろしくお願い致します。

副議長（高重洋介君） 市長。

市長（吉田 基君） 人とのつながりの中で、私たちはお互いが支え合いながら今日日常の生活を送っているわけでありまして、防災に致しましても観光にしましても、竹原の資源を有効に利活用しながらよりよいまちをつくっていききたいと、このように思っております。

副議長（高重洋介君） 以上をもって7番井上美津子議員の一般質問を終結致します。

14時30分まで休憩致します。

午後2時16分 休憩

午後2時28分 再開

〔議長交代〕

議長（道法知江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、川本円議員の登壇を許します。

6番（川本 円君） ただいま議長より許可を頂きました快政会の川本円でございます。

発言通告に従いまして、平成28年第4回定例会一般質問をさせていただきます。

本日は、大きく2点ほどお伺い致します。

まず、1点目でございますが、子育て世帯向け地域優良賃貸住宅についてお伺い致します。

ただいま入居者募集中の子育て世帯向け地域優良賃貸住宅、いわゆるスマイルマンションについてであります。本年4月の入居開始から数えて9カ月がたとうとしております。このスマイルマンションについては、以前に御説明頂いたように、竹原市に定住を促

進するためはもちろんのこと、コンパクトな住みよいまちづくりの実現と子育て世帯に向けた安全・安心な住環境の提供を目的とした事業であったと伺っております。私もこのスマイルマンションについて、3月定例会において質問をさせていただきました。その答弁の中では、3月末において成約件数は0件であると報告を受けました。非常に残念な結果でありましたが、その後、家賃助成の条件の大幅な見直しや申込資格のさらなる緩和、職員による広報活動の強化により、少しずつではありますが入居者も増えていると伺っております。しかしながら、現状は空き部屋も存在していると聞いており、今以上に入居者獲得に向けて一層の努力が必要と考えられます。

今後においても、このスマイルマンションが後期基本計画の中の住みよさ実感の実現や人口減少、流出問題の、ある種、起爆剤になればと思うと同時に、入居を希望される方のニーズを的確に捉え、対応、整備する必要が求められていると思います。

そこで、以下3点についてお伺い致します。

1、今現在の入居者数と申込者の状況の報告をお願い致します。

2、今までは1次から3次募集という形である程度の日数制限を設けていましたが、現在は随時募集となっております。なぜ随時にされたのか、また随時にすることによってのメリット、デメリットはあるのでしょうか、お伺い致します。

3、空き部屋の存在があることに対して、市の見解とその原因が主にどこにあるのか、今後の新たな対策についてもあわせてお伺いしたいと思います。

続いて、大きな2点目でございます。

チーム学校から見た学校現場の課題を解決するための体制についてお伺い致します。

平成27年12月に中央教育審議会の答申として、「次世代の学校・地域」創生プランの一つとしてチーム学校が取りまとめられました。チーム学校とは、これまで教員が何でもこなしてきた学校組織を、専門家や地域の人たち等の力を取り入れられるような組織に改革しようという考え方で、専門スタッフが力を発揮すべき仕事は任せ、世界一忙しいと言われる日本の教員の子どもに向き合う時間を増やすことが狙いで、学校全体をチームとして機能させ、教育力の向上を目指すというものであります。

具体的には、管理職（校長、副校長、教頭）の資質及び能力の向上、主幹教諭制度の充実、事務職員の体制強化、様々な専門スタッフの活用（スクールカウンセラー——SCやスクールソーシャルワーカー——SSWの常置や部活支援員の新設等）などが挙げられております。チーム学校が求められる背景としても、学校現場における課題や問題が複雑

化、多様化しており、本来の教員の仕事よりも他の課題対応に充てる時間が年々増加傾向にあると思われます。例えば、いじめや不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の対応、貧困問題への対応や地域活動の参加、学校評価や外部への説明責任など、学校に求められている役割が拡大しているところでもあります。

平成18年に行った教員勤務実態調査において、92%が教員が行う仕事が多過ぎると答え、さらに80%が保護者対応が増えたとあります。その反面、平成23年度の学習指導要領改訂により、授業時間数は、小学校は約300時間、中学校は約100時間も増加しており、単に教員の労働時間の問題だけではなく、子どもや学校運営そのものに影響が出てきていると言えます。

竹原市においては、平成12年よりスクールカウンセラーの導入を開始しており、児童生徒の心のケアをはじめ、保護者向けの助言、援助を実施しているところでもあります。不登校の改善、問題行動の未然防止、早期発見、早期対応など、成果は上げられているところではありますが、勤務日数が限られており柔軟な対応がしにくい、財政事情により拡充が難しいなどの問題を抱えております。また、スクールソーシャルワーカーにおいては、児童生徒が置かれた様々な環境への働きかけ（問題行動、貧困対策、就学支援等）に大いに役立つ専門職ではありますが、まだ導入には至っておりません。

いずれにしても、以上の課題、問題を教員で処理するのは、もはや限界に差しかかっていると言えます。今後、チーム学校推進法——仮称でございます——が承認されることになれば、各自治体に早急な対応が必要とされることとなります。

そこで、お伺い致します。

竹原市において、現在の外部専門職の実態とその成果はどのようでありますか。また、チーム学校が提唱されているスクールソーシャルワーカーや部活支援員等についての認識と必要性をお伺いします。

次に、以前教員の負担軽減について一般質問をさせて頂きました。その答弁の中に、ICT機材の活用により教材を電子化し、教員間で共有することにより業務改善を行うとありましたが、しかしながら事務業務より他の課題処理や対応に時間をとられている実態に対して、市はどのように認識されておられるのか。また、電子化による業務改善の効果は、教員に実感されるものとなっているのかお伺い致します。

最後に、問題行動（いじめ、不登校等）に対しての取組状況の報告と、チーム学校の目的の一つでもある学校環境の改善、生徒児童の環境の改善について、市の見解と今後の取

組についてお伺いしたいと思います。

壇上での質問は以上でございます。よろしくお願い致します。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 川本議員の質問にお答えを致します。

2点目の御質問につきましては、教育長からお答えをさせていただきます。

1点目の御質問についてであります。子育て世帯向け地域優良賃貸住宅につきましては、公募により選定した事業者が子育て世帯向けに建設した27戸の住宅を市が20年間借り上げ、子育て世帯等に提供するものであり、現在までの申込件数と致しましては13戸となっており、入居件数は11戸32人、そして現在2戸が手続を行っているところでございます。

募集状況につきましては、1次募集については1月5日から2月15日まで、2次募集については、国の制度改正に対応するため入居資格や家賃助成内容の見直しを行い、2月18日から3月16日まで、3次募集については、さらに入居資格と家賃助成の見直しを行い、3月28日から4月14日まで公募致しました。その後、4月16日からの募集においては、3次募集時の内容から変更を行っていないことから随時募集としているものであります。

この随時募集のメリットと致しましては、入居希望者が申込順により部屋を決定できることや申し込みから入居までの時間が短縮できるなど、入居希望者において自由度が高まることが考えられますが、デメリットとしては、先着順となるため、部屋の指定などは希望に沿えない場合があることが挙げられます。

空き部屋に対する認識につきましては、本件住宅が民間から借り上げているものであり、借上料が発生していることから、早期に入居者を確保することは喫緊の課題であると考えております。

空き部屋となっている原因につきましては、募集当初、広島県の子育てスマイルマンションの認定を受けたこの住宅の特徴や良さが十分に伝わらなかったのではないかと考えておりますが、様々な手法での広報や入居者からの口コミにより、問い合わせや入居が増えてきているところでございます。こうした状況の中で、入居者に対してアンケート調査を行うなど、一刻も早く満室となるよう対策を模索しながら、引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 川本議員の質問にお答え致します。

2点目の御質問についてであります。外部専門職の実態と成果につきましては、現在スクールカウンセラーと部活動支援員が外部専門職として学校に入っており、このうちスクールカウンセラーにつきましては、中学校4校と小学校1校の計5校に配置し、児童生徒や保護者へのカウンセリング、教職員への助言等を行っているところであり、心理的な面からのサポートや専門的な見地からの助言により、児童生徒の心の安定に貢献しているものであります。

部活動指導の外部支援員につきましては、各学校の要望に応じて、昨年度は延べ257回、今年度は10月末の時点で延べ126回措置しているところであり、専門的かつ効果的な指導をして頂いている中で成果が上がっております。

スクールソーシャルワーカーや部活動支援員等についての認識と必要性につきましては、現在学校で発生している問題行動等の背景には、児童生徒を取り巻く様々な環境の要因が複雑に絡み合い、学校だけでは解決が困難なケースが増えてきている中で、こうした諸課題の解決に向けて、専門的な見地からの助言や支援、関係機関等とのネットワークの構築が必要とされていることから、スクールソーシャルワーカーの活用についてその必要性を感じているところであります。

部活動指導の外部支援員につきましては、各学校の要望に応じて措置しているところであり、専門的な指導をして頂ける点で必要性は高いものではあります。一方で全ての学校からの要望に応えるだけの人材確保が難しいことや責任の所在に関する問題があり、当該支援員に指導の全てを任せることはできないため、時間的な負担の軽減を図ることができないなどの課題も生じております。

今後におきましても、国の動向を注視しながら、負担軽減の方策を検討してまいりたいと考えております。

生徒指導上の課題処理や対応に時間がとられていることに対する認識につきましては、授業以外において業務の削減努力を行う中で、事務業務の効率化や校内における物品配置の整理、教務事務支援員による印刷業務等の実施など、日々の業務改善によって時間を生み出す必要があると考えております。また、様々な要因が複雑に絡み合っている諸課題について、学校だけが抱え込むのではなく、外部の様々な関係機関と連携し、チーム学校として対応することが業務改善につながるものと考えております。

こうしたことから、教員が児童生徒に関わる時間を増やすことが教育環境の改善につながり、指導の改善を進めることで、さらに児童生徒を大切にする教育環境がつくられていくものと考えており、今後においてもこうした業務改善や指導の改善を進めてまいりたいと考えております。

電子化による業務改善の効果の実感につきましては、現在竹原市内の学校において学力向上に有効であることから、ICT活用教育を重点施策として推進しているところであり、ICT機器を教育現場に活用することによって、これまで作成してきた教材を複数の教員が共有できるなど、業務改善の面においても大きなメリットがあるものと考えております。また、成績処理の電子化や指導要録の一部の電子化など、電子化による業務改善において生み出すことができる時間も多くあり、その効果は教員も実感できているところがあります。一方で、指導要録などの全てを電子化することについては、セキュリティー上の問題を解決しなければならず、この課題解決に当たっては多額の予算を必要とするものでもあることから、引き続き検討を進めているところでもあります。

今後におきましても、様々な業務改善に取り組むとともに、校内外での研修等の場で熟議を行うなど、教員が効果を実感し、意欲的に活動できるような環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、問題行動に対する取組状況と学校環境、児童生徒の環境の改善に係る今後の取組についてであります。まずいじめにつきましては、児童生徒の日常の行動観察だけでなく、定期的なアンケート調査や保護者との連携、教育相談等の機会を捉えて早期に発見し、早期に解決を図るよう取り組んでおります。また、道徳学習などにおいて、教育活動全体を通じて豊かな心を育成するとともに、規範意識を高め、未然防止にも努めているところでもあります。

不登校につきましても、欠席が3日間続いた時点で家庭訪問を行うなど、児童生徒の小さな変化を見逃さず、学校としての指導方針を明確にして取組を進めており、不登校状況に至ってしまった児童生徒につきましても定期的に家庭訪問や電話連絡を行い、児童生徒の実態に応じて登校に向けた指導、支援を続けております。

今後におきましても、これらの取組を継続し、学習の基礎基本の定着、生活習慣の改善、望ましい人間関係づくりなど、学校としての対応力を高め、組織的な取組を進めていくとともに、教員が児童生徒に関わる時間を増やすことが教育環境の改善につながり、児童生徒の心の安定にもつながるという考えから、業務改善にもあわせて取り組んでまいり

たいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） ありがとうございます。

それでは、再質問に入らせて頂きます。

まず、1点目のスマイルマンションの方です。

そして、1つ目を整理してから徐々に行きますが、まず1つ目の私の問いです。

今現在の入居者数と申込者の状況の報告をお願いします。答弁では、申し込みの方は13戸というふうなことでなっております。件数的には27戸ありますから、27分の13ということは約半分というふうに思われます。

まず、始まって約9カ月経ちましたが、始まって約半分埋まったというこの数字については、市はどのように捉えているか、まず最初にそれをお伺いしたいと思います。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 議員御質問の、27戸のうち半分ほど入居の申し込みがあったという御質問に対してどのように捉えているかということでございますが、現在13戸の申し込みがあるということなのですが、実は今月に入りまして、先週の土曜日と一昨日の土曜日も見学会の申し込みがございまして職員が対応しているというふうな状況でございまして、徐々にではございますが、口コミ等でこのよさが伝わりまして、是非見たい、是非入居したいという方が増えてきているという状況がありますので、今後そういったことを期待して、さらなる情報発信に努めてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） いや、そういうことを聞いたのではなくて、よしとしているのかどうかということを知っているのです。3月に私が初めてこのスマイルマンションについて質問させて頂いて、その後市民の皆さんから聞かれるのです。あれはどうなったのかというふうなことを聞かれるのですけれども、ですから3月から比べたらゼロが13になったわけですから数字的にはすごく見えますけど、でも実際は半分しか埋まっていないというふうに市民は捉えているのです。だから、市の方はどっちなのか、増えたことをよしとしているのか、いやいやまだこれからなのですよ、まだ半分しか埋まっていないから、まだまだ考える余地があるのですよ。当然頑張ってもらくのはもちろんのことです、どうな

のですかといってお伺いした。もう一度答弁をお願いします。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 正直に申し上げますと、今すぐでも満室になればいいのですが、先ほどの繰り返しになりますけど、なかなかよさが伝わらなかつたりとか、いろいろ条件等が合わなくて入居できなかったという方もおられますので、そういったことで、当初の見込みとしてはもう少し早い時期に埋まるかなと思っておりましてけど、非常に厳しい状況で、今はようやくここまで来て半分埋まったなというふうな認識を持っておりますので、引き続き残りの半分については一日も早く満室になるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） 僕もそう願っております。でも、市民の皆さんがそういうふうに見ていない人が結構多いということもよく覚えていてください。

それから、2番目のところです。募集のことを聞きました。1次募集から3次募集という形で、今まで4月からやってこられました。ですが、今現在は随時募集というふうに変わっておりますと、なぜ随時募集にしたのかということをもまず最初にお聞きしました。

答弁の中ではこういうふうには回答されております。その後、4月16日からの募集においては、3次募集時の内容から変更を行っていないことから随時募集にしたのだというふうなことを書いております。

まず、その3次の募集の内容から変わってないから随時になったというのが、僕には理解できないのです。それが理由に果たしてなるのか。それとまた、内容を変更しなくても、締め切り日をなぜあえて設けなかったのかというのを、別の理由があるのでしたらお答え願いたいと思います。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 市長答弁にもありましたように、随時募集のメリットということでございますが、この間1次募集の期間を設けて募集致しておりました。それから、2次募集も期間を設けて行ってございまして、申し込みがなかったと、1次、2次については、3次募集でようやく募集がございまして、3次募集で3件ほど入って頂いたということで、そういったことを踏まえて、3次以降は入居資格であったり家賃助成等の見直しを行っていないということで、随時4次募集という形で行っているわけでございます。市長



答弁がございましたように、入居希望者が申込順により部屋を決めることや申し込みから入居までの期間が短縮できるなど、入居希望において自由度が高まるというようなメリットがあるということで、現在は随時募集というふうに取り組を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） まだメリット、デメリットに触れていないので、後もう一回聞きます。

ということは、3次募集から内容は変わっていないということを全面に出されたわけなのですが、これを見る限りでは、今後も見直しや緩和はもうこれ以上のものはないと、出ないというふうな解釈でよろしいでしょうか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 先ほど市長の答弁にもございましたが、10月末現在で11戸入居し、現在手続中が2戸、それから先ほど言いましたように、見学会の方も現在2戸申し込みがあるという状況で、ロコミではありますが、徐々に問い合わせとか入居が増えていくという状況がございまして、当面現在の資格要件や家賃助成による取組を続けまして、年度末の転勤時期に向け、入居者がさらに増えるのではなかろうかというような期待も致しておりますので、情報発信に努めまして今後取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） それは、締め切り日は設けないけれども転勤時期にある程度の目途をつけたいというふうな解釈でよろしいのですか。

（建設部長有本圭司君「はい」と呼ぶ）

わかりました。

それと、今度は先ほど言いましたメリット、デメリットのことについて。

メリットはわかります、申込希望者、入居希望者において自由度が高まると、この点については非常にいいことだとは思いますが、デメリット、先着順になるため、部屋の指定などの希望に沿えない場合があるというふうなことが書いてあります。普通考えたら、申し込みが殺到していてこの話ならわかるのだけれども、半分しか埋まっていないのに希

望に沿えないとか沿えるとか、そういう問題が今現在発生しているわけですか。それをお伺いします。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 今現在は発生しておりませんが、3次募集を期間で行った時に、たまたま入居したいという方が同じ部屋だったということで抽せんを行ったケースがございます。今回随時募集にした時に自由度が高まるというのは、申し込みをして手続まで、より早く入居ができるということがございます。もし期間を設けたら、その間抽せんまで待つて頂かなければいけないということで、その待つて頂く間に、例えば同じ部屋に入りたいというふうに重複した場合についてデメリットが生じるのではなかろうかというふうな推測を立てている状況でございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） たまたま重なったから出したというふうな解釈でよろしいですね、これは。

私がここで本当は聞きたかったのは、デメリットとしてどういうことが挙げられるかという、例えば担当部署であるとか職員の士気が、募集当初の勢いよりかモチベーションとかを含めて下がってきているおそれはないかなというふうな懸念があったから、わざとと言ったら変ですけど、デメリットとしてはどういうのが挙げられますかというふうに聞いたわけです。今の担当部署、職員の中でそういうふうな、テンションといったらおかしいですけども、士気が下がるような様子とかというのはございませんか。一番大事なところだと思います。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 職員の随時募集としてからのモチベーション、士気が下がっているのではなかろうかというような御質問でございますが、一般的に公営住宅は定期募集としておりますけど、子育て住宅においては3次募集から、先ほども言いましたように、要件が変わらないことと、それから入居者希望において自由度が高まるということで現在も随時募集としているところでございます。議員御指摘のとおり、常時募集や見学会等対応しておりまして、課員皆総動員で協力し合って、一刻も早く満室となるように引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い致します。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） 是非ともお願い致します。

それから、3番目の質問に移らせて頂きます。

私の問いの方が、空き部屋の存在があることに対して市の見解とその原因、主にどこにあるのか、それと今後の新たな対策についても伺いますというふうな質問をさせて頂きました。

まず、答弁の方の中で、空き部屋になっている原因につきましては、募集当初、広島県の子育てスマイルマンションの認定を受けたこのマンションの特徴や良さが十分伝わらなかったためではないかと考えていると。募集当初のことを僕は聞いたわけではなくて、9カ月たった今現在の原因、空き部屋があることの原因は、さて何でしょうとお伺いしたつもりです。答弁願えますか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 空き部屋に対する原因がどこにあるのかという御質問でございますが、入居者が住まない原因と致しましては、家賃においては最大家賃助成を受けた場合には周辺の民間アパートと比べまして高くない金額と思っておりますが、公共の住宅であるため一定の手続等も必要であるというふうな状況もございます。また、年度途中での引っ越し等を懸念されたというようなことも思われます。今後魅力を伝え、入居者が増えるように努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い致します。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） 私もインターネット等でこの近辺の不動産情報とかいろいろ調べてはみたのですが、部長のおっしゃるとおり余り、さほど何万も何万も変わってはいないです。たしか一番助成を受けられて3万円で、安いところでいうと助成を受けて4万1,000円、それから共益費が5,000円だったですか。駐車代が4,000円で、足してもちょうど5万円です、近隣のを見たら5万円から6万円の範囲で、民間レベルで言いますと遜色はないと。しかもこちらのスマイルマンションの方が仕様は高いし広いし、子育てに非常に向いている建物であるというふうに、別に負けているわけでも何でもないのです。しかしながら、余り個別具体的なところを出してはいけないのでしょうか。自動車学校の近くであるとか安田病院の近くである軽量鉄骨の住宅を見ますと、ほぼ埋まりつつあるのです。スマイルマンションが建った後の話ですけど。需要はあるわけで

す。しかも、4月から13戸も埋まったわけですから、ニーズは絶対あるわけですから、ないことはないです。だから、それに向けて、それでは何でそういった開きが出てきているのかというのを追求しなくてはいけないのです。いまだに良さが伝わらなかったと言っている場合では僕はないと思うのです、9カ月も経って。一生懸命担当職員の皆さんが広報活動を繰り返し広げているのだから、十分伝わっているはずですから、どこを問題としなければいけないのかと僕なりに考えてみたのですが、一番最新の申し込み、入居者募集のしおりをもう一回読み直してみたのですが、かなり当初出されたものよりは非常に簡潔でわかりやすい内容となっております。

1つ気になったのが、申し込みに必要な書類、これだけをまず用意しなさいというところがありまして、簡単に言いますと、1、申込整理票、2、世帯全員の住民票の写し、3、世帯全員の戸籍謄本、4、課税所得証明、5、給与支給証明、6、同意書、7、市町村税の滞納のないことを証明する書類、8、世帯全員の健康保険証のコピー、9、母子手帳の写し、これは妊娠している場合ということだと。9枚必要なわけですから、書類。申し込みをする段階でこれだけの書類をそろえた上で申し込みに行かなければいけない。僕は単純にこれだけの書類を用意するだけでも手間なような気がするのです。民間だったらここまで多分要求しないと思います、ちゃんと家賃払えばいいわけですから。民間と同じように取り扱えとは言わないにしても、こういった用意する書類であるとか、その用意された書類をどういうふう審査されるかは、僕は中身まではわかりませんが、そういった手間がある意味弊害になっていると、申込者数に、直接数字につながっていないのではないかなというふうな僕は思いがあるのですが、このことについてはどういうふうにお考えですか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 議員御指摘の必要書類、手間等の御質問でございますが、公共の住宅、市が募集をかけている、さらに家賃助成をするという上において、必要な書類というのは必ず出して頂かなければならないというふうに考えていますので、そういったことで協力をお願いしているというふうな状況でございます。

それからもう一点、民間住宅の御質問がございましたが、最近建設された民間住宅の物件について私どもも調べてみたら、面積が46平米の単身向けとか40平米の物件とか、広いところで60平米の物件というふうな形で、この子育て住宅と比べますと若干面積も違いがあるというのと、仕様も違いがあるというので、その辺の民間住宅の違いがあ

るというのは御理解して頂きたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） 違いは重々知っております。全く同じものを比較して話しているわけではないので、多少なりとも違いがあるとは思いますが、でも数字につながってなければだめですね。

それとこれ、先ほど20年間一括で借り上げるというシステムをとって、今現在9カ月というふうな話をさせて頂いておりますが、ここで聞きたいのは、今現在、開始時から今まで、業者におそらく月200万円ちょっとだったと思うのですが、どれくらい支払われたのか。これは支出です。逆に、今度は収入の面、家賃としてどれだけのお金が今現在入っておられるか、これを教えて頂けますか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、入居の状況ですが、11月現在で11戸ほど入居されたということで、その使用料が約314万5,000円ほどになりますけど、歳入がございまして。それに対しまして借上料でございますが、民間事業者の方に一月207万1,000円ほど支払いするという事なので、現在8カ月経過しておりますので、トータルで1,656万8,000円ほど、一応借上料として支払いを致しております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） ありがとうございます。

可能な限りこの差がどんどんどんどん縮まればいいかなとは思っておりますけど、最終的にこの27戸が全部埋まった場合でも、これは追いつく数字ですか、収支と支出がゼロになるという可能性はございますか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 20年間の収支でございますが、最終的に全部埋まれば、年間大体500万円から600万円ぐらい市の負担が生じるというのは、前回拡充策をした時に委員会の方に報告させて頂いたと思うのですが一応そういう形での市の負担は発生するという事でございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） ありがとうございます。

全部埋まっても、まだまだ500から600ぐらい出ると。住んで頂くことが大前提でありますし、途中で質問の中でも言いましたように、人口減少、流出問題に歯どめを少しでもかけるといふこと、それから住むことによって相乗効果、税金の方も増えてくると思いますので、この500、600を追求はしないですけど、早くそれに近い数字になって頂くように、さらに努力して頂きたいと思っております。

最後に、答弁書の最後のところ、気になったのでそのことだけお伺いしておきます。

まず、一刻も早く満室となるように対策を模索しながら、引き続き取組を進めてまいりたいと考えておりますと、こういうふうなことを締めくくりとして書かれております。言葉のあやなんでしょうけども、一刻も早くなるように対策を模索するというのが気になったのですが、9カ月を経過しても、なおかつ模索しているのかと、そんな場合ではないだろうと僕は思うのです。だから、ある程度の、先ほど出ていましたけど、9カ月たってその原因というのもある程度把握できたのであるならば、模索ではなくて新たな対策を打つべきだと私は思います。

それと、最後の引き続き取組を進めてまいりたいと思っておりますというのは、どういうことを引き続きやるのか。今まで9カ月たった経過を見た上で、どれをよしとしてどの対策を引き続きやるの。僕の3番目の質問の大もとは、新たな対策はありませんかといってお伺いしているつもりだったのですが、またそれもあわせて、新たな対策をとるつもりでいるなら聞かせて頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 現在の入居条件でございますが、年度内に全てが埋まるような状況が続けばいいのですが、もしくは状況に応じまして、現在の要件で新年度に入りまして入居状況が厳しいようであれば、入居資格要件であったり家賃助成の見直しについて検討はしていきたいというふうに思っています。そういったことを含めて、対策を模索しながらという表現にさせて頂いております。

それからあと、引き続き取組状況でございますが、今現在入居者に対するアンケートを実施するように進めているわけでございますが、そういったアンケートも踏まえまして今後の対策も考えていきたいというふうに考えているのが1点と、入居者によりますと、大体口コミであったり市の広報であったり、ホームページを見られて入居された方が多いということがありますので、引き続き市のホームページとか広報を活用して啓発をしていき

たいということと、新たな、今後2月、3月の引っ越し時期というのがございますので、企業訪問等を行いまして、PRをして情報発信をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） ありがとうございます。

ですから、整理しますと、今度の異動時期、3月、4月あたりを目途に考えていくと、そこで埋まればいいのかもしれませんが、埋まらなかった時は新たな対策を検討していくと言われましたか、出すではないですよ、検討していく。できるだけ早い段階で打たないと、次の1年後にまたという話になる。絶対これずるずる引っ張ってはいけないことだと思うのです。3月の時の質問でも言いました。市長を先頭として、大分檄を飛ばされて頑張っているというふうなことも伺っておりますので、今度の異動時期に向けて、いま一度首長の吉田市長にもう一度檄を飛ばして頂いて、しっかりこれはなし遂げるように、成功に導くように頑張ってください。よろしくお願い致します。

続いて、今度はチーム学校についての方に移らさせて頂きたいと思います。

まず、たくさん答弁の方頂戴頂いたので、そんなに改めて聞くようなところはないのですが、私がここのチーム学校で言いたいのは、まず最初に職員の負担軽減、どこまでできているのかということ、それと、以前電子機器等を利用した業務改善を取組として行っているというふうなところをお伺いしました。それによって大分負担軽減をしているというのも、それも重々わかっているつもりであります。

ここで問題とさせて頂きたいのは、業務改善は行っているのですが、それ以外のところの活動が年々増えてきていると。御答弁にもありましたけども、保護者対応であるとか問題行動に対する対応、こういったところに時間が大分食われてしまって、本来教員としての仕事がおざなりになってきている傾向にあるという、これは竹原市だけではなくて全国的なものですけど、それをまず大きく言っておきます。それと、専門職、今現在やらせて頂いているのは、スクールカウンセラー——SCの方については平成12年から行っていると。しかしながら、スクールソーシャルワーカーについては、まだ手つかずというところだと思います。

ここで、最初にお伺いしたいのは、まずスクールソーシャルワーカー限定でお伺いしたいのですが、近隣の市町、例えば東広島市であるとか三原市、このあたりでこのスクール

ソーシャルワーカーの配置等がわかれば数字を教えてくださいと思います。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） スクールソーシャルワーカーの近隣での配置の状況でございます。

まず、東広島市は3名ほど配置をされております。あとは、呉市、大崎上島町について配置はされておられません。三原市については1人配置、尾道市についても3人配置をされているといったような状況でございます。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） ありがとうございます。

このさっき答弁書の中で、スクールソーシャルワーカーの必要性も認識しているというふうな文面が書いてありました。このスクールソーシャルワーカーをどのような形で配置というのが可能なのでしょうか。どういう手続を踏んでソーシャルワーカーをつけるのですか。だから、市が単独でこれはできるものなのか、それをまずお伺いしたいと思います。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） スクールソーシャルワーカーの配置についてでございますけども、これは主には県の方で配置をして頂くということになると思います。市の方でも配置はできないことはございませんけども、主には県にお願いをして配置をして頂くといったこととなります。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） ありがとうございます。

いきなりスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーという難しい横文字を始めたのですけども、まずスクールカウンセラー、今これ県からの出向で来て頂いているというお話でございます。これは悩みのある児童生徒へのカウンセリングというのが主な仕事でございます。スクールソーシャルワーカーについては、児童生徒が置かれた様々な環境問題への働きかけをやること。

具体的にはどういうことをやるかということ、教職員との連携、調整とともに、関係機関への連携、調整を行うのがスクールソーシャルワーカーの仕事というふうなことを書いております。特にここで言いたいのは、以前先輩議員がたしか一般質問でされたことがあると思いますが、家庭内、児童の貧困問題がかなり深刻化してきていると。大体16%です



か、6人に1人ぐらいが貧困家庭であるというふうなこと。どうしてかという、その問題行動を起こす子どもなり家庭が、突き詰めていくとこの貧困に突き当たってくるケースが非常に多いというふうなデータも頂いております。そこで、そのスクールソーシャルワーカーといった専門的な知識を持った方が、関係機関、例えば児童相談所とか福祉事務所、弁護士、保健医療とか、そういった機関に紹介をする、橋渡しになる役割の仕事がスクールソーシャルワーカー。当然家庭に訪問して頂いて、昼夜問わず訪問して頂いてそういった相談を受ける仕事らしいです。

そこで、スクールソーシャルワーカー、そういった仕事なのですが、ではどういった方がスクールソーシャルワーカーに今までなっているか、全国的に調べてみますと、ここでは社会福祉士、それから精神保健福祉士という資格を有する者、決まっているわけではないですけど、大体往々にしてこういった資格を持っている方がそういったスクールソーシャルワーカーをやっている実態があるというふうな資料がございます。

教育から離れるので福祉部長にお伺いしたいのですが、この社会福祉士とか精神保健福祉士という資格というのは、具体的にはどういうふうな資格でどういった方が取られるものか教えて頂ければと思います。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） まず、社会福祉士でございますが、民間企業活動であるシルバーサービスに要請される一定の倫理とサービス水準の確保、これらを担保するものとして、これに従事する者の資格を公正な形で確保するための資格制度の導入が不可欠としたところで、これは随分前になりますけども、昭和62年に社会福祉士及び介護福祉士法に位置づけられた社会福祉分野で働く者に関する国家資格でございます。これは専門的知識、技術を持って身体上や精神上の障害または環境上の理由、これらで日常生活に支障がある人の福祉に関する相談、助言、指導、福祉サービス提供者または医師、その他の保健医療サービス提供者等との連絡及び調整、その他の援助を行うことを業とする者を言う、これは法で規定されてございます。多様化、高度化する社会福祉ニーズに対応すべく、社会福祉の質、量ともにその充実が今現在求められているというのが現状でございます。

一方で、精神保健福祉士につきましては、平成9年に精神保健福祉士法に位置づけられた精神保健福祉領域のソーシャルワーカーとしての国家資格でございます。精神保健福祉士につきましては、精神科ソーシャルワーカーという名称で古く昭和20年代より精神科

医療機関を中心に医療チームの一員として導入された歴史ある専門職でございます。社会福祉学を学問的基盤として、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決のため、これらの援助や社会参加に向けての支援活動を通して、その人らしいライフスタイルを確保することを目的として位置づけられたものでございます。高ストレス社会と言われる現代にありまして、広く国民の精神保健保持に資するために、医療保険、そして福祉にまたがる領域で活躍する精神保健福祉士は、ますます重要になっているというものでございまして、竹原市におきましては、これはどこの町でもそうでございますが、主には精神科病院でありますとか、総合病院の中での精神科を持つ医療機関、その他障害福祉サービス等の事業所、これは主に生活支援サービスを担う事業所、それから福祉行政機関、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどに位置づく職として、現在役割を担われているという職でございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） ありがとうございます。

大体どういった方がなるべきなのかというのがわかったのですが、先ほど部活指導員の方にも出てきました。人材確保が難しいと言われております。また、チーム学校推進法がまだ承認されておられませんので、今すぐすると言わないにしても、なった時に慌てて人材確保が難しいということにならないように、早い段階でこういった人員を定めておく必要があると思いますので、今から少しずつ動いて頂けるようによろしくお願いします。

それから次に、業務改善について、もう一度お伺いしておきます。

御答弁の中で、今までICT電子機器による業務改善を行ってきたというふうに伺いました。その効果は教員も実感できる場所とあります。この実感できる場所とありますという言葉に別に疑うわけではないですけど、何らかの根拠があつてこれはおっしゃっているのかどうか、これをお伺い致します。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） ICT機器の効果の実感ということでございますけれども、これの確認ということではございませんけれども、校長等からいろんな話を聞いて、そういった実態把握に努めているといったような状況でございます。この効果の実感については個人差もあると思いますので、ICT機器を多く活用している教職員ほど効果を実感しているというふうに思っておりますので、今後ともICT機器の活用の充実というの

を図っていきたいというふうに思っております。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） ありがとうございます。

別段校長先生の言っていることを疑っているわけではないです。これだけは言っておきます。

それと、ここで大事なのは、そういった業務改善によって労働時間なり負担が軽減されたというのはいいのですが、軽減された時間が本当に子どもに向き合う時間に直接つながっているかどうか、ここが一番大事なところだと思うのです。授業にしろ、そういったいろんな先ほどから言っております問題行動に対する時間に本当に充てられているのか。これを、今度調べる機会があったら、是非とも竹原市内の教員の皆様にアンケートでもいいです。どういう形でもいいですから、そういうふうなことを今度聞いて頂けるように、校長報告でも結構でございますので、是非ともこれをお願いしておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それから次に、最後の方になりますが、不登校について。

以前も不登校についていろいろ、フリースクール等に絡めて質問させて頂きました。

今月、フリースクールも国の方で承認受けまして、やっとスタートする模様になってきているようなのですけれども、ここで私が問題としたいのは、スクールカウンセラーなり、先ほどから言っているスクールソーシャルワーカーをどんどんどんどん活用してほしいのは大事なところなのですけれども、相談件数とか、何件家庭訪問を行ったという件数が大事なのではなくて、この不登校問題について言えば、就学期間中、小学校6年、中学校3年の間にどれだけの人数の復学ができたか、これが非常に重要なポイントになってくると思います。今現在で結構です。持っているデータで結構でございますので、不登校の件数とつい最近までの復学できた件数がわかれば教えて頂きたいと思えます。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） まず、不登校児童生徒の数でございます。

これは平成25年度で申しますと、小学校が9名、中学校が25名、平成26年度が小学校が8名、中学校が18名、平成27年度が小学校が4名、中学校が22名といったような数字になっております。

不登校から復学できた児童生徒の数でございます。

平成25年度に復学できた、これ中学生が3名、小学生はゼロ名となっております。平

成26年度に復学できた中学生については2名、小学生は6名、平成27年度に復学できた中学生については2名、小学校は5名というような状況となっております。

以上です。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） ありがとうございます。

なかなか数字に出してみると少ないかなという気持ちはありますが、いろんな要因があります。不登校については、先ほどの貧困から来ているのではないかというところも言わせて頂きましたけども、すぐさま解決できることではないのしょうけども、9年間の間にいかに復学して頂くか、しっかり中学校卒業時に社会人として、また高校生として健全な学校生活、生徒生活が営めるかというのが一応の重要なポイントになってくるわけです、小学校、中学校というのは。是非とも行政におかれましては、先ほど来から言っておりますチーム学校という基本的な施策を軸に、今後この不登校問題、それから教職員の負担軽減、さらに突き詰めていって頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いしていきます。これは要望だけ、答弁は結構です。

以上でございます。

議長（道法知江君） 以上をもって6番川本円議員の一般質問を終結致します。

議事の都合により、12月13日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会致します。

午後3時30分 散会